

独立行政法人中小企業基盤整備機構職員給与規程

平成16年 7 月 1 日

規程16第 6 号

改正 規程16第58号
改正 規程17第18号
改正 規程17第37号
改正 規程18第15号
改正 規程18第21号
改正 規程19第20号
改正 規程19第62号
改正 規程20第12号
改正 規程21第 4 号
改正 規程21第24号
改正 規程21第41号
改正 規程22第12号
改正 規程22第34号
改正 規程23第 9 号
改正 規程23第74号
改正 規程24第 1 号
改正 規程25第57号
改正 規程26第23号
改正 規程26第42号
改正 規程27第37号
改正 規程27第49号
改正 規程28第25号
改正 規程29第31号
改正 規程29第41号
改正 規程30第33号
改正 規程令 1 第31号
改正 規程令 1 第45号
改正 規程令 4 第16号
改正 規程令 5 第 7 号
改正 規程令 5 第18号
改正 規程令 5 第36号
改正 規程令 6 第22号
改正 規程令 6 第52号
改正 規程令 7 第19号
改正 規程令 7 第42号
改正 規程令 8 第 6 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人中小企業基盤整備機構就業規則（規程16第 8 号。以下「就業規則」という。）第26条及び任期付職員に関する規程（規程21第39号。以下「任期付職員規程」という。）第24条の規定に基づき独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の職員及び任期付職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の区分)

第 2 条 職員（任期付職員を含む。第 3 0 条第 1 項を除き、以下同じ。）の給与は、次の区分による。

ただし、任期付職員にあつては第2号イ、二及びルは適用しない。

一 本俸

二 諸手当

イ 扶養手当

ロ 職務手当

ハ 地域手当

ニ 広域異動手当

ホ 超過勤務手当

ヘ 深夜手当

ト 管理職員特別勤務手当

チ 寒冷地手当

リ 通勤手当

ヌ 単身赴任手当

ル 住居手当

三 賞与

(給与の支給日)

第3条 給与(寒冷地手当、通勤手当及び賞与を除く。次項において同じ。)の支給日は、毎月16日(その日が休日に当たるときは、その日前において最も近い休日でない日)とする。

2 給与は、前項の支給日において当月分の本俸、扶養手当、職務手当、地域手当、広域異動手当、単身赴任手当及び住居手当並びに前月分の超過勤務手当、深夜手当及び管理職員特別勤務手当の全額を支給する。

第2章 本俸

(本俸)

第4条 職員の受ける本俸は月額とし、職員の業績及び職務遂行能力に基づき、別表第1の本俸月額表により定め、これを支給する。

(初任給)

第5条 新たに採用した者の初任の本俸は、その者の学歴、免許、職務経歴等及び他の職員との均衡を考慮して、別に定めるところにより決定する。

(等級の区分)

第6条 給与の支給基準となる等級と対応する能力要件は、別表第2のとおりとする。

(昇給)

第7条 昇給は、職員の人事評価に基づいて年1回行うことができる。

2 昇給期は、毎年7月1日とする。

3 職員が昇給したときにおいて受ける号俸は別に定める。

(昇格)

第8条 昇格は、職員の格付けられた等級が必要とする職務遂行能力を十分満たし、直近上位の等級に格付けすることが適当と認められる場合に行う。

2 職員が昇格したときにおいて受ける号俸は別に定める。

(降格)

第9条 職務遂行能力が著しく低下し、若しくは不足していると認められるとき、又は勤労意欲を著しく喪失したと判断されるときは、理事長は当該職員を降格させることができる。

2 職員が降格したときにおいて受ける号俸は別に定める。

(日割計算)

第10条 新たに職員となった者には、その日から本俸を支給し、昇給、降給等により本俸額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本俸を支給する。

2 職員が退職したとき(次項に規定する場合を除く。)は、その日まで本俸を支給する。

- 3 職員が死亡したときは、その月まで本俸を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により本俸を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本俸額は、その月の総日数から就業規則第9条第1項第1号に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

第3章 諸手当

(扶養手当)

- 第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、別表第1の1等級に格付けされた職員（以下「1等級職員」という。）に対しては、支給しない。
- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。
- 一 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - 三 満60歳以上の父母及び祖父母
 - 四 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - 五 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については一人につき13,000円、扶養親族たる父母等については一人につき6,500円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(職務手当)

- 第12条 職務手当は、別表第3に掲げる職群の区分に応じ、それぞれの区分に掲げる額を支給する。それぞれの職群の区分に対応する役職については別に定めるところによる。
- 2 前項の規定による額が、独立行政法人中小企業基盤整備機構役員報酬規程（規程16第4号）第3条第1項に規定する役員の月例支給額のうち最低のもの及びこれに対する地域付加額の月額の合計額に106分の100を乗じて得た額から職員が受ける本俸と扶養手当の月額の合計額を差し引いた額以上の額となる場合には、その者に支給する職務手当の月額は、前項の規定にかかわらず、その差し引いた額に満たない別に定める額とする。
- 3 第10条の規定は第1項により職務手当を支給する場合について準用する。

(地域手当)

- 第13条 地域手当は、別に定める地域に在勤する職員に支給する。
- 2 地域手当の月額は、本俸、扶養手当及び職務手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。
- 一 1級地 100分の12
 - 二 2級地 100分の9
 - 三 3級地 100分の8
 - 四 4級地 100分の6
 - 五 5級地 100分の4
- 3 前項の1級地、2級地、3級地、4級地及び5級地は、別に定める。
- 4 第1項の別に定める地域に在勤する職員がその在勤する地域を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する事務所が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合（第2項各号に掲げる割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（第2項各号に掲げる割合をいい、別に定める場合には、当該支給割合を

超えない範囲内で別に定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。)に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域が第1項の別に定める地域に該当しないこととなるときは、当該職員には、前3項の規定にかかわらず、当該異動等の日から3年を経過するまでの間(次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。)、本俸、扶養手当及び職務手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が、当該異動等の日から3年を経過するまでの間にさらに在勤する事務所を異にして異動した場合その他別に定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、別に定めるところによる。

- 一 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合(異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号及び第3号において同じ。)
 - 二 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
 - 三 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間(前2号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合
- 5 国家公務員、地方公務員又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人その他これに準ずる法人で機構が認めるものに使用される者(以下「国家公務員等」という。)であった者が、引き続き機構の職員となり、第2項各号に掲げる割合のうち最高のものに係る地域以外の地域に在勤することとなった場合において、任用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。
- 6 第10条の規定は第1項により地域手当を支給する場合について準用する。

(広域異動手当)

第13条の2 職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合において、当該異動につき別に定めるところにより算定した在勤する事務所間の距離(異動の日の前日に在勤していた事務所の所在地と当該異動の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と在勤する事務所との間の距離(異動の直前の住居と当該異動の直後に在勤する事務所間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と在勤する事務所との間が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と在勤する事務所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。)は、当該職員には、当該異動の日から3年を経過する日までの間、本俸、扶養手当及び職務手当の月額合計額に当該異動に係る在勤する事務所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動に当たり、一定の期間内に当該異動の日の前日に在勤していた事務所への異動が予定されている場合及び広域異動手当を支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。

- 一 300キロメートル以上 100分の3
 - 二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の2
- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動(以下この項において「当初広域異動」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動(以下この項において「再異動」という。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、再異動に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては再異動の日以後は当初広域異動に係る広域異動手当を支給せず、再異動に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は再異動に係る広域異動手当は支給しない。
- 3 前二項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前二項の規定における広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前二項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 4 日本国外で勤務する職員が本邦に異動する場合及びその他当該場合との権衡上必要があると認め

- られる場合として別に定める場合については、前三項に定める広域異動手当を支給する。
- 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
 - 6 第10条の規定は第1項により広域異動手当を支給する場合について準用する。

(超過勤務手当)

- 第14条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（日曜日において勤務した時間を除く。以下同じ。）のうち、その月の合計時間が60時間を超えない部分及び日曜日において勤務した時間に対して、勤務1時間につき、次項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額並びに正規の勤務時間を超えて勤務した全時間のうち、その月の合計時間が60時間を超えた部分に対して、勤務1時間につき、次項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額の合計額を超過勤務手当として支給する。ただし、別表第3に掲げるSからDまでの職群に区分される職員についてはこの限りでない。
- 一 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 100分の125
 - 二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135
- 2 前項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本俸、職務手当及びこれらに対する地域手当、広域異動手当の月額合計額に12を乗じた額を1年間（4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。）の所定勤務時間数で除した額とする。

(深夜手当)

- 第15条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を深夜手当として支給する。
- 2 前項に規定する場合のほか、前条第1項ただし書に規定する職員が午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合（ただし、正規の勤務時間を超えて当該時間に勤務した場合に限る。）には、その間に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を深夜手当として支給する。

(管理職員特別勤務手当)

- 第16条 第14条第1項ただし書に規定する職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業規則第9条第1項に規定する休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 2 前項に規定する場合のほか、第14条第1項ただし書に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、就業規則第9条第1項に規定する休日でない日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 第1項の規定による管理職員特別勤務手当の額は、勤務1回につき、別表第3に掲げるSからCまでの職群に区分される職員にあっては12,000円、同表に掲げるDの職群に区分される職員にあっては10,000円とする。ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 4 第2項の規定による管理職員特別勤務手当の額は、勤務1回につき、別表第3に掲げるSからCまでの職群に区分される職員にあっては6,000円、同表に掲げるDの職群に区分される職員にあっては5,000円とする。

(寒冷地手当)

- 第17条 国家公務員に対する寒冷地手当の支給に関する法令に規定する地域に勤務する職員に対しては、寒冷地手当を支給する。
- 2 前項に規定する寒冷地手当の支給額は、国家公務員に対する寒冷地手当の支給に関する法令に準じて支給する。

(通勤手当)

- 第18条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- 二 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者を除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 前項1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第6項において「運賃等相当額」という。）。)
 - 二 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて別に定める額
 - 三 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額
- 3 通勤の実情に変更を生ずる職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第6項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とする職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第6項において「特別料金等相当額」という。）。)
 - 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が別に定める要件を満たすものに限る。第1号及び第8項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（別に定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として別に定める額
 - 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額
- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 6 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間）に係る最初の月（同月に通勤手当を支給することが困難な場合にあっては、その翌月）の別に定める日に支給する。
- 7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

- 9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

- 第19条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条及び次条において同じ。）の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
- 3 新たに機構の職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、機構の職員となった日の直前の住居から機構の職員となった日の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(住居手当)

- 第20条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。
- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第2号において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（独立行政法人中小企業基盤整備機構宿舍規程（規程16第41号。以下「宿舍規程」という。）第3条の規定による宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。）
- 二 前条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（宿舍規程第3条の規定による宿舍その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの
- 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。
- 一 前項第1号に掲げる職員 家賃の月額の2分の1と40,000円とを比較して少ない方の額に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 賞与

(賞与)

- 第21条 賞与の支給は年2回とし、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して別に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。
- 2 賞与は、基本賞与と業績賞与、育児休業応援手当、転勤支援金とする。
- 3 基本賞与は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において当該職員が受けるべき本俸の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（別に定める職群にある職員にあっては、その額に本俸の月額にそれぞれ別に定める管理職加算率を乗じて得た額並びに本俸の月額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額にそれぞれ別に定める職務加算率を乗じて得た額を加算した額）に、別に定める支給月数、業績評価係数のうち基本賞与係数及び在職期間係数のうち在籍期間係数を乗じ

て得た額とする。

- 4 業績賞与は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において当該職員が受けるべき本俸の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（別に定める職群にある職員にあっては、その額に本俸の月額にそれぞれ別に定める管理職加算率を乗じて得た額並びに本俸の月額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額にそれぞれ別に定める職務加算率を乗じて得た額を加算した額）に、別に定める支給月数、業績評価係数のうち業績賞与係数及び在職期間係数のうち在勤期間係数を乗じて得た額に、別に定める業績評価に応じた査定係数を乗じた額とする。
- 5 別に定める職員に対しては、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第32条第1項に基づく主務大臣の前事業年度における業務の実績に関する評価の結果を考慮して、前項の業績賞与に別に定める評価率を乗じて得た額を加算又は減算する。
- 6 育児休業応援手当は、育児休業をしている別に定める職員の業務を代替していると認められる別に定める職員に対し、当該育児休業をしている別に定める職員1人ごとに、50,000円を支給する。
- 7 転勤支援金は、別に定める職員に対し、300,000円を支給する。

第5章 給与の特例等

（給与の減額）

第22条 職員が勤務しないときは（就業規則第16条又は任期付職員規程第16条の規定による欠勤（就業規則第17条又は任期付職員規程第16条の2に規定する病気欠勤を除く。））、勤務しないことにつき理事長の承認のあった場合を除き、第14条第2項の規定により計算した勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間の数を乗じて得た額をその者の給与の月額から控除した額を給与として支給する。

（病気欠勤中の支給額）

- 第23条 就業規則第17条に規定する病気欠勤のうち、普通傷病については欠勤を始めた日から6月、結核性疾患については欠勤を始めた日から1年に限り本俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当（以下「本俸等」という。以下同じ。）の全額を支給する。
- 2 任期付職員規程第16条の2に規定する病気欠勤については、欠勤を始めた日から1月に限り本俸等の全額を支給する。

（休職中の支給額）

- 第24条 職員が就業規則第30条の規定による休職のうち、普通傷病により休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは本俸等の100分の80、その後の期間中は本俸等の100分の60を支給し、結核性疾患により休職にされたときは、その休職期間が満2年に達するまでは本俸等の100分の80、その後の期間中は100分の60を支給する。
- 2 職員が任期付職員規程第28条の2の規定により休職にされたときは、その休職の期間が1月に達するまでは本俸等の100分の80、その後の期間中は本俸等の100分の60を支給する。
- 3 職員が就業規則第31条第1項第2号の規定又は任期付職員規程第28条の3第1項第2号の規定により休職にされたときは、その休職の期間中は、本俸等の100分の60を支給する。
- 4 職員が就業規則第31条第1項第3号の規定又は任期付職員規程第28条の3第1項第3号の規定により休職にされたときは、その休職の期間中は本俸等の全額を支給する。
- 5 職員が就業規則第31条第1項第4号の規定又は任期付職員規程第28条の3第1項第4号の規定により休職にされたときは、その期間中本俸等の100分の70以内を支給することができる。
- 6 職員が就業規則第31条第1項第4号の規定により休職・出向を命ぜられたときは、前項の規定にかかわらず、その期間中本俸、諸手当及び賞与の合計額を上限として支給することができる。

（介護休業期間中の給与）

- 第25条 職員が就業規則第21条又は任期付職員規程第19条に規定する介護休業により勤務しない時間がある場合は、第14条第2項の規定により計算した1時間当たりの給与額に、その勤務しない時間の数を乗じて得た額をその者の給与の月額から控除した額を給与として支給する。
- 2 前項に規定するもののほか、介護休業を受ける職員に係る給与については、国家公務員の給与に関する法令に準じて定めるところによる。

(育児休業等の期間中の給与)

第26条 職員が就業規則第22条第1項又は任期付職員規程第20条第1項に規定する休業をしている期間については、給与を支給しない。

2 就業規則第22条第2項又は任期付職員規程第20条第2項の規定により勤務しない時間がある場合は、第14条第2項の規定により計算した勤務1時間当たりの給与額に、その勤務しない時間の数を乗じて得た額をその者の給与の月額から控除した額を給与として支給する。

3 第21条第1項に規定する基準日に就業規則第22条第1項又は任期付職員規程第20条第1項に規定する休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る賞与を支給する。

第6章 雑則

(端数の処理)

第27条 給与の各項目の金額に、1円未満の端数を生じたときは、その端数全額を切り捨てるものとする。ただし、第14条第1項及び第15条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当又は深夜手当の額並びに第14条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(細則)

第28条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(勤務エリア限定職の特例)

第29条 勤務エリア限定職（独立行政法人中小企業基盤整備機構勤務エリア限定職に関する規程（規程21第5号）第2条第1項に規定する者をいい、勤務エリア限定職であった者を含む。）に係る昇格については、この規程の規定によらず別に定めるところによる。

(特定年齢到達職員の特例)

第30条 満61歳に達する日の属する事業年度の初日を迎えた職員（次項において「特定年齢到達職員」という。）の本俸の月額は、その者の満60歳に達する日の属する事業年度の末日における等級及び号俸に対応する本俸の月額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。ただし、理事長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

2 特定年齢到達職員に係る降任（別表第2の管理職又は専門職を降りることをいう。）及び降格については、この規程の規定によらず別に定めるところによる。

(職務特定職員の特例)

第31条 就業規則第2条第2項に規定する職務特定職員の本俸の月額は、この規程の規定によらず別に定めることができるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成16年7月1日から施行する。

(在職期間に関する経過措置)

第2条 中小企業総合事業団（以下「事業団」という。）、地域振興整備公団（以下「公団」という。）又は産業基盤整備基金（以下「基金」という。）の解散の時に事業団、公団又は基金の職員であった者であって、機構設立の時に引き続き機構の職員となった者の在職期間については、その者の事業団、公団又は基金の職員としての在職期間を機構の職員としての在職期間とみなすものとする。

(昇給に関する経過措置)

第3条 平成18年3月31日までの間の昇給期については、第7条第3項の規定にかかわらず、毎年1月1日、4月1日、7月1日、10月1日の4回とする。

2 職員の本俸が、その職員の属する等級の最高号俸である場合、又は最高号俸を超えている場合には、

その号俸を受けるに至った時から12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、平成17年3月31日までの間に限り、その職員の属する等級の最高号俸の月額とその8号俸下位の号俸の月額との差額をその職員が現に受けている本俸月額に加えた額に昇給させることができる。

- 3 平成18年度における昇給は第7条第3項及び第4項の規定にかかわらず次の表に定めるところにより行う。

17年度の昇給時期	平成18年4月1日の昇給号俸	平成18年7月1日の昇給号俸
平成17年4月1日	8号俸	2号俸
平成17年7月1日	6号俸	
平成17年10月1日	4号俸	
平成18年1月1日	2号俸	

- 4 平成16年6月30日現在事業団に在籍する職員であって、同年7月1日に本俸の決定を行った者の昇給については、第7条の規定にかかわらず、必要な調整を行うことができる。

（職務手当に関する経過措置）

第4条 公団の解散の時に公団の職員であった者で、別表第3のAからDまでの職群に区分される者のうち、平成16年7月1日時点において、廃止前の地域振興整備公団職員給与規程（昭和43年3月31日規程48第9号）第9条の規定により算定される額から第12条の規定に定める額（以下「新職務手当額」という。）を差し引いた額（以下「減少額」という。）が5,000円を超える者の職務手当は、第12条の規定にかかわらず、平成16年7月から平成16年7月1日の後初めて昇給する日（平成16年7月1日から平成17年7月1日までの間に昇給しなかった者については同日。以下「次期昇給日」という。）を含む月の前月までの間、減少額から5,000円を差し引いた額（以下「調整手当額」という。）を新職務手当額に加算した額を支給し、次期昇給日を含む月から次期昇給日の後初めて昇給される日（次期昇給日から平成18年7月1日までの間に昇給しなかった者については同日）を含む月の前月までの間（ただし12箇月間を限度とする。）、調整額の2分の1を新職務手当に加算した額を支給する。

（特別都市手当に関する経過措置）

第5条 事業団又は公団の解散の時に、廃止前の中小企業総合事業団職員給与規程の一部改正について（平成16年3月26日15中小人第482号）附則第2項又は地域振興整備公団職員給与規程の一部を改正する規程（平成15年12月1日規程15第15号）附則第2項の適用を受けていた職員については、第13条第4項の規定にかかわらずなお従前の例による。

附 則（規程16第58号）

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（規程17第18号）

- 1 この規程は、平成17年6月30日から施行する。

附 則（規程17第37号）

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 平成17年12月1日を基準日として支給される賞与の額は、第21条の規定に関わらず、同条の規定に基づいて算定される賞与の額から次の各号に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。
 - 一 平成17年4月1日（同年4月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、その新たに職員となった日）において、職員が受けるべき本俸、扶養手当、職務手当、特別都市手当、単身赴任手当（第19条第2項に規定する別に定める額を除く。）及び住居手当の月額（以下「月例給与額」という。）の合計額に100分の0.37を乗じて得た額（附則第3項において「附則第2項第1号基礎額」という。）に、同年4月から前項の施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から前項の施行日の前日までの期間において職員として在職しなかった期間又は月例給与額を支給されなかった期間（以下「調整期間」という。）がある職員にあつては、当該月数から当該調整期間のある月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - 二 平成17年6月1日を基準日として支給された賞与の額に100分の0.37を乗じて得た額

- 3 附則第2項第1号基礎額及び前項第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

附 則（規程18第15号）

- 1 この規程は、平成18年4月13日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程第4条別表第1による本俸月額（以下「新本俸月額」という。）が改正前の規程第4条別表第1による平成18年3月31日時点の本俸月額（以下「旧本俸月額」という。）に達しない職員については、新本俸月額が旧本俸月額に達するまでの間（平成20年6月30日までの間に限る。）、旧本俸月額から新本俸月額を差し引いた額を本俸として支給する。
- 3 以下の各号に掲げる日において昇給した場合に受ける号俸数については、第7条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該各号の昇給時期において当該各号に定める号俸数とする。
 - 一 平成18年4月1日 職員給与規程（規程16第6号）附則第3条第3項の規定にかかわらず、下表左欄に掲げる17年度の昇給時期に応じて下表右欄に掲げる昇給号俸数

17年度の昇給時期	平成18年4月1日の昇給号俸数
平成17年4月1日	6号俸
平成17年7月1日	4号俸
平成17年10月1日	2号俸
平成18年1月1日	0号俸

- 二 平成19年7月1日 人事評価に基づき決定した昇給号俸数から2号俸減じた号俸数。ただし、人事評価に基づく昇給号俸数がない場合は号俸数を減じない。
- 三 平成20年7月1日及び平成21年7月1日 55歳未満の職員にあっては人事評価に基づき決定した昇給号俸数から2号俸減じた号俸数。ただし、人事評価に基づく昇給号俸数がない場合は号俸数を減じない。
- 4 改正後の規程第13条第2項各号に定める地域手当の支給割合は、平成28年3月31日までの間において、同項第1号中「100分の12」とあるのは「100分の12を超えない範囲内で別に定める割合」と、同項第2号中「100分の9」とあるのは「100分の9を超えない範囲内で別に定める割合」と、同項第3号中「100分の6」とあるのは「100分の6を超えない範囲内で別に定める割合」と、同項第4号中「100分の4」とあるのは「100分の4を超えない範囲内で別に定める割合」と読み替える。
- 5 改正前の規程第13条第1項から第3項までの規定により特別都市手当の支給を受け、平成18年4月1日から同一事務所において引き続き在勤する職員が、同日から6ヶ月以内に異動等があり、かつ、当該事務所において特別都市手当の支給を受け始めた日から当該異動等の前日までの通算期間が6ヶ月を超える場合（異動等後の支給割合が異動等前の支給割合に達しない場合に限る。）については、当該異動等の日から2年を経過するまでの間、改正前の規程第13条第4項の規定により算定された特別都市手当に相当する額を支給する。ただし、この場合において、同項第1号及び第2号で「異動等前の支給割合」とあるのは、「平成18年3月31日時点で適用を受けていた特別都市手当の支給割合」と読み替えて適用する。
- 6 改正前の規程第13条第4項の規定により特別都市手当の異動保障を受けている職員については、当該異動等の日から2年を経過するまでの間（当該期間内にさらに異動等があった場合は当該異動等の日の前日までの間）、改正前の規程第13条第4項の規定により当該異動等前の支給割合に基づき算定された特別都市手当に相当する額を支給する。

附 則（規程18第21号）

- 1 この規程は、平成18年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日の前日に機構に在籍し、第12条に規定する職務手当を支給されていた職員（以下「既受給職員」という。）に対しては、経過措置として、平成18年12月31日までの間、配置換（昇格及び降格を含み、組織又は役職の名称変更に基づくものを除く。以下同じ。）に伴いその職群を変更された職員以外は、改正後の職員給与規程第12条第1項別表第3に掲げる職群の区分による職務手当額（以下「新職務手当額」という。）によらず、改正前に支給されていた職務手当額（以下「旧職務手当額」という。）を支給する。
- 3 既受給職員のうち、平成19年1月1日において旧職務手当額から新職務手当額を差し引いた額が

5,000円を超えて減ぜられることとなる職員（配置換えに伴いその職群を変更された職員を除く。）については、平成19年1月1日から同年3月31日までの間、新職務手当額によらず、旧職務手当額から5,000円を差し引いた額を職務手当額として支給する。

附 則（規程19第20号）

- 1 この規程は、平成19年7月1日から施行する。
- 2 改正後の規程第11条第3項の規定は平成19年4月1日から適用する。

附 則（規程19第62号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（規程20第12号）

- 1 この規程は、平成20年7月1日から施行する。
- 2 平成21年11月30日までの間、第4条の別表第1は下表のとおりとする。

本俸月額表（平成21年11月30日まで適用）

号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
1	460,600	370,500	314,300	238,700	190,800	152,900
2	462,000	371,800	315,700	240,100	192,200	153,800
3	463,300	373,100	317,100	241,500	193,500	154,800
4	464,700	374,400	318,500	242,900	194,900	155,800
5	466,000	375,700	319,900	244,300	196,200	156,800
6	467,400	377,000	321,300	245,700	197,600	157,800
7	468,700	378,300	322,700	247,100	198,900	158,800
8	470,100	379,600	324,100	248,500	200,300	159,800
9	471,400	380,900	325,500	249,900	201,600	160,700
10	472,700	382,200	326,900	251,300	203,000	161,700
11	474,000	383,500	328,300	252,700	204,300	162,700
12	475,300	384,800	329,700	254,100	205,700	163,700
13	476,600	386,100	331,100	255,500	207,000	164,700
14	477,900	387,400	332,500	256,900	208,400	165,700
15	479,200	388,700	333,900	258,300	209,700	166,700
16	480,500	390,000	335,300	259,700	211,100	167,700
17	481,700	391,300	336,700	261,100	212,400	168,600
18	483,000	392,600	338,100	262,500	213,800	169,500
19	484,200	393,900	339,500	263,900	215,100	170,400
20	485,500	395,200	340,900	265,300	216,500	171,300
21	486,700	396,500	342,300	266,700	217,800	172,200
22	488,000	397,800	343,700	268,100	219,100	173,100
23	489,200	399,100	345,000	269,400	220,400	174,000
24	490,500	400,400	346,400	270,800	221,700	174,900
25	491,700	401,700	347,700	272,100	223,000	175,800

26	492, 900	403, 000	349, 100	273, 500	224, 300	176, 700
27	494, 100	404, 300	350, 400	274, 800	225, 600	177, 600
28	495, 300	405, 600	351, 800	276, 200	226, 900	178, 500
29	496, 500	406, 900	353, 100	277, 500	228, 100	179, 400
30	497, 700	408, 200	354, 500	278, 900	229, 300	180, 300
31	498, 900	409, 500	355, 800	280, 200	230, 500	181, 200
32	500, 100	410, 800	357, 200	281, 600	231, 700	182, 100
33	501, 300	412, 100	358, 500	282, 900	232, 900	183, 000
34	502, 500	413, 400	359, 900	284, 300	234, 100	184, 000
35	503, 700	414, 700	361, 200	285, 600	235, 300	184, 900
36	504, 900	416, 000	362, 600	287, 000	236, 500	185, 800
37	506, 100	417, 300	363, 900	288, 300	237, 700	186, 700
38	507, 300	418, 600	365, 300	289, 700	238, 900	187, 600
39	508, 500	419, 900	366, 600	291, 000	240, 100	188, 500
40	509, 700	421, 200	368, 000	292, 400	241, 300	189, 400
41	510, 900	422, 500	369, 300	293, 700	242, 500	190, 300
42	512, 100	423, 800	370, 700	295, 100	243, 700	191, 200
43	513, 300	425, 100	372, 000	296, 400	244, 900	192, 100
44	514, 500	426, 400	373, 400	297, 700	246, 100	193, 100
45	515, 700	427, 700	374, 700	299, 000	247, 300	194, 000
46	516, 800	429, 000	376, 000	300, 300	248, 500	194, 900
47	518, 000	430, 300	377, 300	301, 600	249, 700	195, 900
48	519, 100	431, 600	378, 600	302, 900	250, 900	196, 800
49	520, 300	432, 900	379, 900	304, 200	252, 100	197, 800
50	521, 400	434, 200	381, 200	305, 500	253, 300	198, 700
51	522, 600	435, 500	382, 500	306, 800	254, 500	199, 600
52	523, 700	436, 700	383, 800	308, 100	255, 700	200, 500
53	524, 900	437, 900	385, 100	309, 400	256, 900	201, 400
54	526, 000	439, 100	386, 300	310, 700	258, 100	202, 300
55	527, 100	440, 300	387, 600	312, 000	259, 300	203, 200
56	528, 200	441, 500	388, 800	313, 300	260, 500	204, 100
57	529, 300	442, 700	390, 000	314, 600	261, 700	205, 000
58	530, 400	443, 900	391, 300	315, 900	262, 900	205, 900
59	531, 500	445, 100	392, 500	317, 200	264, 100	206, 800
60	532, 600	446, 300	393, 800	318, 500	265, 300	207, 700
61	533, 700	447, 500	395, 000	319, 800	266, 300	208, 600
62	534, 800	448, 700	396, 300	321, 100	267, 300	209, 500

63	535, 900	449, 900	397, 500	322, 400	268, 300	210, 400
64	537, 000	451, 100	398, 700	323, 700	269, 300	211, 300
65	538, 100	452, 300	399, 900	325, 000	270, 300	212, 200
66	539, 200	453, 400	401, 100	326, 300	271, 300	213, 100
67	540, 300	454, 500	402, 300	327, 600	272, 300	214, 000
68	541, 400	455, 600	403, 500	328, 900	273, 300	214, 900
69	542, 500	456, 700	404, 700	330, 200	274, 300	215, 800
70	543, 600	457, 800	405, 900	331, 500	275, 300	216, 700
71	544, 600	458, 900	407, 100	332, 800	276, 300	217, 600
72	545, 600	460, 000	408, 300	334, 100	277, 300	218, 500
73	546, 600	461, 100	409, 500	335, 400	278, 300	219, 400
74	547, 600	462, 200	410, 700	336, 700	279, 300	
75	548, 600	463, 300	411, 800	338, 000	280, 300	
76	549, 600	464, 400	413, 000	339, 300	281, 400	
77	550, 600	465, 500	414, 100	340, 600	282, 300	
78	551, 600	466, 600	415, 300	341, 900	283, 200	
79	552, 600	467, 700	416, 400	343, 100	284, 100	
80	553, 600	468, 800	417, 500	344, 300	285, 000	
81	554, 600	469, 900	418, 600	345, 500	285, 900	
82	555, 600	471, 000	419, 700	346, 700	286, 800	
83	556, 600	472, 100	420, 700	347, 900	287, 700	
84	557, 600	473, 200	421, 800	349, 100	288, 600	
85	558, 600	474, 200	422, 800	350, 300	289, 500	
86	559, 600	475, 300	423, 900	351, 500	290, 400	
87	560, 500	476, 300	424, 900	352, 700	291, 300	
88	561, 400	477, 300	425, 900	353, 900	292, 200	
89	562, 300	478, 300	426, 900	355, 100	293, 100	
90	563, 200	479, 300	427, 900	356, 300	294, 000	
91	564, 100	480, 300	428, 900	357, 500	294, 900	
92	565, 000	481, 300	429, 900	358, 700	295, 800	
93	565, 900	482, 300	430, 900	359, 900	296, 700	
94	566, 800	483, 300	431, 900	361, 100	297, 600	
95	567, 600	484, 300	432, 800	362, 200	298, 500	
96	568, 400	485, 300	433, 800	363, 300	299, 400	
97	569, 200	486, 300	434, 700	364, 400	300, 300	
98	570, 000	487, 300	435, 700	365, 500		
99	570, 800	488, 300	436, 600	366, 600		

100	571, 600	489, 200	437, 600	367, 700		
101	572, 400	490, 100	438, 500	368, 800		
102	573, 200	491, 000	439, 400	369, 900		
103	574, 000	491, 900	440, 300	370, 800		
104	574, 700	492, 800	441, 200	371, 700		
105	575, 400	493, 700	442, 100	372, 600		
106	576, 100	494, 600	443, 000	373, 500		
107	576, 800	495, 500	443, 900	374, 400		
108	577, 500	496, 300	444, 800	375, 300		
109	578, 200	497, 100	445, 700	376, 200		
110	578, 900	497, 900	446, 600	377, 100		
111	579, 600	498, 700	447, 400	377, 900		
112	580, 300	499, 500	448, 300	378, 700		
113	580, 900	500, 300	449, 100	379, 500		
114	581, 600	501, 100	450, 000	380, 300		
115	582, 200	501, 900	450, 800	381, 100		
116	582, 900	502, 700	451, 700	381, 900		
117	583, 500	503, 500	452, 500	382, 700		
118	584, 200	504, 200	453, 400	383, 500		
119	584, 800	504, 900	454, 200	384, 200		
120	585, 400	505, 600	455, 100	384, 900		
121	586, 000	506, 300	455, 900	385, 600		
122	586, 600	507, 000	456, 800	386, 300		
123	587, 200	507, 700	457, 600	387, 000		
124	587, 800	508, 400	458, 500	387, 700		
125	588, 400	509, 100	459, 300	388, 400		
126	589, 000	509, 800	460, 200	389, 100		
127	589, 600	510, 500	461, 000	389, 700		
128	590, 200	511, 200	461, 900	390, 300		
129	590, 800	511, 900	462, 700	390, 900		
130	591, 400	512, 600	463, 500	391, 500		
131	591, 900	513, 200	464, 300	392, 100		
132	592, 500	513, 900	465, 100	392, 700		
133	593, 000	514, 500	465, 900	393, 300		
134	593, 600	515, 200	466, 700	393, 900		
135	594, 100	515, 800	467, 500	394, 500		
136	594, 600	516, 500	468, 200	395, 000		

137	595, 100	517, 100	469, 000	395, 600		
138	595, 600	517, 800	469, 700	396, 100		
139	596, 100	518, 400	470, 500	396, 700		
140	596, 600	519, 000	471, 200	397, 200		
141		519, 600	472, 000	397, 800		
142		520, 200	472, 700	398, 300		
143		520, 800	473, 400	398, 800		
144		521, 400	474, 100	399, 300		
145		522, 000	474, 800	399, 800		
146		522, 600	475, 500	400, 300		
147		523, 200	476, 200	400, 800		
148		523, 700	476, 800	401, 300		
149		524, 300	477, 500	401, 800		
150		524, 900	478, 100	402, 300		
151		525, 400	478, 700	402, 800		
152		525, 900	479, 300	403, 300		
153		526, 400	479, 900	403, 800		
154		526, 900	480, 500	404, 200		
155		527, 400	481, 100	404, 700		
156		527, 900	481, 600	405, 100		
157		528, 300	482, 100	405, 600		
158		528, 700	482, 600	406, 000		
159		529, 100	483, 100	406, 500		
160		529, 500	483, 600	406, 900		
161		529, 900	484, 100	407, 300		
162		530, 300	484, 500	407, 700		
163		530, 700	484, 900	408, 100		
164		531, 100	485, 300	408, 500		
165		531, 500	485, 700	408, 900		
166		531, 900	486, 100	409, 300		
167		532, 300	486, 500	409, 700		
168		532, 700	486, 900	410, 100		
169		533, 100	487, 300	410, 500		
170		533, 500	487, 700	410, 900		
171		533, 900	488, 100	411, 300		
172		534, 300	488, 500	411, 700		
173		534, 700	488, 900	412, 100		

174		535, 100	489, 300	412, 500		
175		535, 500	489, 700	412, 900		
176		535, 900	490, 100	413, 300		
177		536, 300	490, 500	413, 700		
178		536, 700	490, 900	414, 100		
179		537, 100	491, 300	414, 500		
180		537, 500	491, 700	414, 900		
181		537, 900	492, 100	415, 300		
182		538, 300	492, 500	415, 700		
183		538, 700	492, 900	416, 100		
184		539, 100	493, 300	416, 500		
185		539, 500	493, 700	416, 900		
186		539, 900	494, 100	417, 300		
187		540, 300	494, 500	417, 700		
188		540, 700	494, 900	418, 100		
189		541, 100	495, 300	418, 500		
190		541, 500	495, 700	418, 900		
191		541, 900	496, 100	419, 300		
192		542, 300	496, 500	419, 700		
193		542, 700	496, 900	420, 100		
194		543, 100	497, 300	420, 500		
195		543, 500	497, 700	420, 900		
196		543, 900	498, 100	421, 300		
197		544, 300	498, 500	421, 700		
198		544, 700	498, 900	422, 100		
199		545, 100	499, 300			
200		545, 500	499, 700			
201		545, 900	500, 100			
202		546, 300	500, 500			
203		546, 700	500, 900			
204		547, 100	501, 300			
205		547, 500	501, 700			
206		547, 900	502, 100			
207		548, 300	502, 500			
208		548, 700	502, 900			
209		549, 100	503, 300			
210		549, 500	503, 700			

211		549, 900	504, 100			
212		550, 300	504, 500			
213		550, 700	504, 900			
214		551, 100	505, 300			
215		551, 500	505, 700			
216		551, 900	506, 100			
217		552, 300	506, 500			
218		552, 700	506, 900			
219		553, 100	507, 300			
220		553, 500	507, 700			
221			508, 100			
222			508, 500			
223			508, 900			
224			509, 300			
225			509, 700			
226			510, 100			
227			510, 500			
228			510, 900			
229			511, 300			
230			511, 700			
231			512, 100			
232			512, 500			
233			512, 900			
234			513, 300			
235			513, 700			
236			514, 100			
237			514, 500			
238			514, 900			
239			515, 300			
240			515, 700			
241			516, 100			
242			516, 500			
243			516, 900			
244			517, 300			
245			517, 700			
246			518, 100			
247			518, 500			

248			518,900			
249			519,300			
250			519,700			
251			520,100			
252			520,500			
253			520,900			

備考 大学卒業の学歴により採用された職員のうち、5等級1号俸を受ける者の本俸の月額、この表の額にかかわらず、190,000円とする。

- 3 平成20年6月30日の時点で職員給与規程改正規程（規程18第15号）附則第2項の規定により本俸の支給を受けていた職員にあっては、平成21年11月30日までの間、同項の旧本俸月額から下表により求めた各年調整額を差し引いた額と、前項の表による本俸月額のいずれか高い額を本俸として支給する。

期間	各年調整額
平成20年7月1日～平成21年6月30日	(旧本俸月額－新基準額) × 1 / 5
平成21年7月1日～平成21年11月30日	(旧本俸月額－新基準額) × 2 / 5

注1) 上表において「新基準額」とは、改正前の規程第4条別表第1による平成20年6月30日時点の本俸月額、前項の表における直近上位の本俸月額をいう。

注2) 各年調整額に百円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てるものとする。

附 則（規程21第4号）

この規程は、平成21年6月12日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（規程21第24号）

- この規程は、平成21年12月1日から施行する。
- 平成22年11月30日までの間、第4条の別表第1は下表のとおりとする。

本俸月額表（平成22年11月30日まで適用）

号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
1	459,400	369,500	313,800	238,300	190,500	152,700
2	460,800	370,800	315,200	239,700	191,900	153,600
3	462,000	372,100	316,600	241,100	193,200	154,600
4	463,400	373,400	318,000	242,500	194,600	155,600
5	464,700	374,700	319,400	243,900	195,900	156,600
6	466,100	376,000	320,800	245,300	197,300	157,600
7	467,400	377,300	322,200	246,700	198,600	158,600
8	468,800	378,600	323,600	248,100	200,000	159,600
9	470,100	379,900	325,000	249,500	201,300	160,500
10	471,400	381,200	326,400	250,900	202,700	161,500
11	472,700	382,500	327,800	252,300	204,000	162,500
12	474,000	383,800	329,200	253,700	205,400	163,500
13	475,300	385,100	330,600	255,100	206,700	164,500
14	476,600	386,400	332,000	256,500	208,100	165,500

15	477, 900	387, 700	333, 400	257, 900	209, 400	166, 500
16	479, 200	389, 000	334, 800	259, 300	210, 800	167, 500
17	480, 400	390, 300	336, 200	260, 700	212, 100	168, 400
18	481, 700	391, 600	337, 600	262, 100	213, 500	169, 300
19	482, 900	392, 900	339, 000	263, 500	214, 800	170, 200
20	484, 200	394, 200	340, 400	264, 900	216, 200	171, 100
21	485, 400	395, 500	341, 800	266, 300	217, 500	172, 000
22	486, 700	396, 800	343, 200	267, 700	218, 800	172, 900
23	487, 900	398, 100	344, 400	269, 000	220, 100	173, 800
24	489, 200	399, 400	345, 800	270, 400	221, 400	174, 700
25	490, 400	400, 700	347, 100	271, 700	222, 700	175, 600
26	491, 600	402, 000	348, 500	273, 100	224, 000	176, 500
27	492, 800	403, 200	349, 800	274, 400	225, 300	177, 400
28	494, 000	404, 500	351, 200	275, 800	226, 600	178, 300
29	495, 200	405, 800	352, 500	277, 100	227, 800	179, 200
30	496, 400	407, 100	353, 900	278, 500	229, 000	180, 100
31	497, 600	408, 400	355, 200	279, 800	230, 200	181, 000
32	498, 700	409, 700	356, 600	281, 200	231, 400	181, 900
33	499, 900	411, 000	357, 900	282, 500	232, 600	182, 800
34	501, 100	412, 300	359, 300	283, 900	233, 800	183, 800
35	502, 300	413, 600	360, 600	285, 200	235, 000	184, 700
36	503, 500	414, 900	362, 000	286, 600	236, 200	185, 600
37	504, 700	416, 200	363, 300	287, 900	237, 400	186, 500
38	505, 900	417, 500	364, 700	289, 300	238, 600	187, 400
39	507, 100	418, 800	366, 000	290, 600	239, 800	188, 300
40	508, 300	420, 100	367, 400	292, 000	241, 000	189, 200
41	509, 500	421, 400	368, 700	293, 300	242, 200	190, 100
42	510, 700	422, 700	370, 100	294, 700	243, 400	191, 000
43	511, 900	424, 000	371, 400	296, 000	244, 600	191, 900
44	513, 100	425, 300	372, 800	297, 300	245, 800	192, 900
45	514, 300	426, 600	374, 100	298, 600	247, 000	193, 800
46	515, 400	427, 900	375, 400	299, 800	248, 200	194, 700
47	516, 600	429, 200	376, 700	301, 100	249, 400	195, 700
48	517, 700	430, 500	378, 000	302, 400	250, 500	196, 600
49	518, 900	431, 800	379, 300	303, 700	251, 700	197, 600
50	520, 000	433, 100	380, 600	305, 000	252, 900	198, 500
51	521, 200	434, 400	381, 900	306, 300	254, 100	199, 400

52	522, 300	435, 600	383, 200	307, 600	255, 300	200, 300
53	523, 500	436, 800	384, 500	308, 900	256, 500	201, 200
54	524, 600	438, 000	385, 700	310, 200	257, 700	202, 100
55	525, 700	439, 200	387, 000	311, 500	258, 900	203, 000
56	526, 800	440, 400	388, 200	312, 800	260, 100	203, 900
57	527, 900	441, 500	389, 400	314, 100	261, 300	204, 800
58	529, 000	442, 700	390, 700	315, 400	262, 500	205, 700
59	530, 100	443, 900	391, 900	316, 700	263, 700	206, 600
60	531, 200	445, 100	393, 200	318, 000	264, 900	207, 500
61	532, 300	446, 300	394, 400	319, 300	265, 900	208, 400
62	533, 400	447, 500	395, 700	320, 600	266, 900	209, 300
63	534, 500	448, 700	396, 900	321, 900	267, 900	210, 200
64	535, 600	449, 900	398, 100	323, 200	268, 900	211, 100
65	536, 600	451, 100	399, 300	324, 500	269, 900	212, 000
66	537, 700	452, 200	400, 500	325, 800	270, 900	212, 900
67	538, 800	453, 300	401, 700	327, 100	271, 900	213, 800
68	539, 900	454, 400	402, 900	328, 400	272, 900	214, 700
69	541, 000	455, 500	404, 100	329, 700	273, 900	215, 600
70	542, 100	456, 600	405, 300	331, 000	274, 900	216, 500
71	543, 100	457, 700	406, 400	332, 300	275, 900	217, 400
72	544, 100	458, 800	407, 600	333, 600	276, 900	218, 300
73	545, 100	459, 900	408, 800	334, 900	277, 900	219, 200
74	546, 100	461, 000	410, 000	336, 200	278, 900	
75	547, 100	462, 100	411, 100	337, 500	279, 900	
76	548, 100	463, 200	412, 300	338, 800	281, 000	
77	549, 100	464, 300	413, 400	340, 100	281, 900	
78	550, 100	465, 400	414, 600	341, 400	282, 800	
79	551, 100	466, 500	415, 700	342, 600	283, 700	
80	552, 100	467, 600	416, 800	343, 800	284, 600	
81	553, 100	468, 700	417, 900	345, 000	285, 500	
82	554, 100	469, 800	419, 000	346, 200	286, 400	
83	555, 100	470, 900	420, 000	347, 400	287, 300	
84	556, 100	472, 000	421, 100	348, 600	288, 200	
85	557, 100	473, 000	422, 100	349, 800	289, 100	
86	558, 100	474, 100	423, 200	351, 000	290, 000	
87	559, 000	475, 100	424, 200	352, 200	290, 900	
88	559, 900	476, 100	425, 200	353, 400	291, 800	

89	560, 800	477, 100	426, 200	354, 600	292, 700	
90	561, 700	478, 100	427, 200	355, 800	293, 600	
91	562, 600	479, 100	428, 200	357, 000	294, 500	
92	563, 500	480, 000	429, 200	358, 200	295, 400	
93	564, 400	481, 000	430, 200	359, 400	296, 300	
94	565, 300	482, 000	431, 200	360, 600	297, 200	
95	566, 100	483, 000	432, 100	361, 700	298, 100	
96	566, 900	484, 000	433, 100	362, 800	299, 000	
97	567, 700	485, 000	434, 000	363, 900	299, 900	
98	568, 500	486, 000	435, 000	365, 000		
99	569, 300	487, 000	435, 900	366, 100		
100	570, 100	487, 900	436, 900	367, 100		
101	570, 900	488, 800	437, 800	368, 200		
102	571, 700	489, 700	438, 700	369, 300		
103	572, 500	490, 600	439, 600	370, 200		
104	573, 100	491, 500	440, 500	371, 100		
105	573, 800	492, 400	441, 400	372, 000		
106	574, 500	493, 300	442, 300	372, 900		
107	575, 200	494, 200	443, 200	373, 800		
108	575, 900	495, 000	444, 100	374, 700		
109	576, 600	495, 800	445, 000	375, 600		
110	577, 300	496, 600	445, 900	376, 500		
111	578, 000	497, 400	446, 700	377, 300		
112	578, 700	498, 200	447, 600	378, 100		
113	579, 300	499, 000	448, 400	378, 900		
114	580, 000	499, 800	449, 300	379, 700		
115	580, 600	500, 600	450, 100	380, 500		
116	581, 300	501, 400	451, 000	381, 300		
117	581, 900	502, 200	451, 800	382, 100		
118	582, 600	502, 900	452, 700	382, 900		
119	583, 200	503, 600	453, 500	383, 600		
120	583, 800	504, 300	454, 400	384, 300		
121	584, 400	505, 000	455, 200	385, 000		
122	585, 000	505, 700	456, 100	385, 700		
123	585, 600	506, 400	456, 900	386, 400		
124	586, 200	507, 100	457, 800	387, 100		
125	586, 800	507, 800	458, 600	387, 800		

126	587, 400	508, 500	459, 500	388, 500		
127	588, 000	509, 200	460, 300	389, 100		
128	588, 600	509, 900	461, 200	389, 700		
129	589, 200	510, 600	462, 000	390, 300		
130	589, 800	511, 300	462, 800	390, 900		
131	590, 300	511, 900	463, 600	391, 500		
132	590, 900	512, 600	464, 400	392, 100		
133	591, 400	513, 200	465, 200	392, 700		
134	592, 000	513, 900	466, 000	393, 300		
135	592, 500	514, 500	466, 800	393, 900		
136	593, 000	515, 200	467, 500	394, 400		
137	593, 500	515, 800	468, 200	395, 000		
138	594, 000	516, 500	468, 900	395, 500		
139	594, 500	517, 100	469, 700	396, 100		
140	595, 000	517, 700	470, 400	396, 600		
141		518, 200	471, 200	397, 200		
142		518, 800	471, 900	397, 700		
143		519, 400	472, 600	398, 200		
144		520, 000	473, 300	398, 700		
145		520, 600	474, 000	399, 200		
146		521, 200	474, 700	399, 700		
147		521, 800	475, 400	400, 200		
148		522, 300	476, 000	400, 700		
149		522, 900	476, 700	401, 200		
150		523, 500	477, 300	401, 700		
151		524, 000	477, 900	402, 200		
152		524, 500	478, 500	402, 700		
153		525, 000	479, 100	403, 200		
154		525, 500	479, 700	403, 600		
155		526, 000	480, 300	404, 100		
156		526, 500	480, 800	404, 500		
157		526, 900	481, 300	405, 000		
158		527, 300	481, 800	405, 400		
159		527, 700	482, 300	405, 900		
160		528, 100	482, 800	406, 300		
161		528, 500	483, 300	406, 700		
162		528, 900	483, 700	407, 100		

163		529, 300	484, 100	407, 500		
164		529, 700	484, 500	407, 900		
165		530, 100	484, 900	408, 300		
166		530, 500	485, 300	408, 700		
167		530, 900	485, 700	409, 100		
168		531, 300	486, 100	409, 500		
169		531, 700	486, 500	409, 900		
170		532, 100	486, 900	410, 300		
171		532, 500	487, 300	410, 700		
172		532, 900	487, 700	411, 100		
173		533, 300	488, 100	411, 500		
174		533, 700	488, 500	411, 900		
175		534, 100	488, 900	412, 300		
176		534, 500	489, 300	412, 700		
177		534, 900	489, 700	413, 100		
178		535, 300	490, 100	413, 500		
179		535, 700	490, 500	413, 900		
180		536, 100	490, 900	414, 300		
181		536, 500	491, 300	414, 700		
182		536, 900	491, 700	415, 100		
183		537, 300	492, 100	415, 500		
184		537, 700	492, 500	415, 900		
185		538, 100	492, 900	416, 300		
186		538, 500	493, 300	416, 700		
187		538, 900	493, 700	417, 100		
188		539, 300	494, 100	417, 500		
189		539, 700	494, 500	417, 900		
190		540, 100	494, 900	418, 300		
191		540, 500	495, 300	418, 700		
192		540, 900	495, 700	419, 100		
193		541, 300	496, 100	419, 500		
194		541, 700	496, 500	419, 900		
195		542, 100	496, 900	420, 300		
196		542, 500	497, 300	420, 700		
197		542, 900	497, 700	421, 100		
198		543, 300	498, 100	421, 500		
199		543, 700	498, 500			

200		544, 100	498, 900			
201		544, 500	499, 300			
202		544, 900	499, 700			
203		545, 300	500, 100			
204		545, 700	500, 500			
205		546, 100	500, 900			
206		546, 500	501, 300			
207		546, 900	501, 700			
208		547, 300	502, 100			
209		547, 700	502, 500			
210		548, 100	502, 900			
211		548, 500	503, 300			
212		548, 900	503, 700			
213		549, 300	504, 100			
214		549, 700	504, 500			
215		550, 100	504, 900			
216		550, 500	505, 300			
217		550, 900	505, 700			
218		551, 300	506, 100			
219		551, 700	506, 500			
220		552, 100	506, 900			
221			507, 300			
222			507, 700			
223			508, 100			
224			508, 500			
225			508, 900			
226			509, 300			
227			509, 700			
228			510, 100			
229			510, 500			
230			510, 900			
231			511, 300			
232			511, 700			
233			512, 100			
234			512, 500			
235			512, 900			
236			513, 300			

237			513,700			
238			514,100			
239			514,500			
240			514,900			
241			515,300			
242			515,700			
243			516,100			
244			516,500			
245			516,900			
246			517,300			
247			517,700			
248			518,100			
249			518,500			
250			518,900			
251			519,300			
252			519,700			
253			520,100			

備考 大学卒業の学歴により採用された職員のうち、5等級1号俸を受ける者の本俸の月額、この表の額にかかわらず、190,000円とする。

- 3 平成20年6月30日の時点で職員給与規程改正規程（規程18第15号）附則第2項の規定により本俸の支給を受けていた職員にあっては、平成22年11月30日までの間、同項の旧本俸月額から下表により求めた各年調整額を差し引いた額と、前項の表による本俸月額のいずれか高い額を本俸として支給する。ただし、平成21年11月30日の時点で職員給与規程改正規程（規程20第12号）附則第2項の表による本俸月額の支給を受けている職員はこの限りでない。

期間	各年調整額
平成21年12月1日～平成22年6月30日	(旧本俸月額－新基準額) × 2 / 5
平成22年7月1日～平成22年11月30日	(旧本俸月額－新基準額) × 3 / 5

注1) 上表において「新基準額」とは、平成20年7月1日改正前の規程第4条別表第1による平成20年6月30日時点の本俸月額、職員給与規程改正規程（規程20第12号）附則第2項の表における直近上位の本俸月額をいう。

注2) 各年調整額に百円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てるものとする。

附 則（規程21第41号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（規程22第12号）

この規程は、平成22年6月30日から施行し、平成22年6月1日から適用する。

附 則（規程22第34号）

- この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 平成24年3月31日までの間、第4条の別表第1は下表のとおりとする。

本俸月額表（平成24年3月31日まで適用）

号俸	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
1	458, 900	369, 500	313, 800	238, 300	190, 500	152, 700
2	460, 300	370, 800	315, 200	239, 700	191, 900	153, 600
3	461, 500	372, 100	316, 600	241, 100	193, 200	154, 600
4	462, 900	373, 400	318, 000	242, 500	194, 600	155, 600
5	464, 200	374, 700	319, 400	243, 900	195, 900	156, 600
6	465, 600	376, 000	320, 800	245, 300	197, 300	157, 600
7	466, 900	377, 300	322, 200	246, 700	198, 600	158, 600
8	468, 300	378, 600	323, 600	248, 100	200, 000	159, 600
9	469, 600	379, 900	325, 000	249, 500	201, 300	160, 500
10	470, 900	381, 200	326, 400	250, 900	202, 700	161, 500
11	472, 200	382, 500	327, 800	252, 300	204, 000	162, 500
12	473, 500	383, 800	329, 200	253, 700	205, 400	163, 500
13	474, 800	385, 100	330, 600	255, 100	206, 700	164, 500
14	476, 100	386, 400	332, 000	256, 500	208, 100	165, 500
15	477, 400	387, 700	333, 400	257, 900	209, 400	166, 500
16	478, 700	389, 000	334, 800	259, 300	210, 800	167, 500
17	479, 900	390, 300	336, 200	260, 700	212, 100	168, 400
18	481, 200	391, 600	337, 600	262, 100	213, 500	169, 300
19	482, 400	392, 900	339, 000	263, 500	214, 800	170, 200
20	483, 700	394, 200	340, 400	264, 900	216, 200	171, 100
21	484, 800	395, 500	341, 800	266, 300	217, 500	172, 000
22	486, 100	396, 800	343, 200	267, 700	218, 800	172, 900
23	487, 300	398, 100	344, 400	269, 000	220, 100	173, 800
24	488, 600	399, 400	345, 800	270, 400	221, 400	174, 700
25	489, 800	400, 700	347, 100	271, 700	222, 700	175, 600
26	491, 000	402, 000	348, 500	273, 100	224, 000	176, 500
27	492, 200	403, 200	349, 800	274, 400	225, 300	177, 400
28	493, 400	404, 400	351, 200	275, 800	226, 600	178, 300
29	494, 600	405, 700	352, 500	277, 100	227, 800	179, 200
30	495, 800	407, 000	353, 900	278, 500	229, 000	180, 100
31	497, 000	408, 300	355, 200	279, 800	230, 200	181, 000
32	498, 100	409, 600	356, 600	281, 200	231, 400	181, 900
33	499, 300	410, 900	357, 900	282, 500	232, 600	182, 800
34	500, 500	412, 200	359, 300	283, 900	233, 800	183, 800
35	501, 700	413, 500	360, 600	285, 200	235, 000	184, 700

36	502, 900	414, 800	362, 000	286, 600	236, 200	185, 600
37	504, 100	416, 100	363, 300	287, 900	237, 400	186, 500
38	505, 300	417, 400	364, 700	289, 300	238, 600	187, 400
39	506, 500	418, 700	366, 000	290, 600	239, 800	188, 300
40	507, 700	420, 000	367, 400	292, 000	241, 000	189, 200
41	508, 800	421, 300	368, 700	293, 300	242, 200	190, 100
42	510, 000	422, 600	370, 100	294, 700	243, 400	191, 000
43	511, 200	423, 900	371, 400	296, 000	244, 600	191, 900
44	512, 400	425, 200	372, 800	297, 300	245, 800	192, 900
45	513, 600	426, 500	374, 100	298, 600	247, 000	193, 800
46	514, 700	427, 800	375, 400	299, 800	248, 200	194, 700
47	515, 900	429, 100	376, 700	301, 100	249, 400	195, 700
48	517, 000	430, 400	378, 000	302, 400	250, 500	196, 600
49	518, 200	431, 700	379, 300	303, 700	251, 700	197, 600
50	519, 300	433, 000	380, 600	305, 000	252, 900	198, 500
51	520, 500	434, 300	381, 900	306, 300	254, 100	199, 400
52	521, 600	435, 500	383, 200	307, 600	255, 300	200, 300
53	522, 800	436, 700	384, 500	308, 900	256, 500	201, 200
54	523, 900	437, 900	385, 700	310, 200	257, 700	202, 100
55	525, 000	439, 000	387, 000	311, 500	258, 900	203, 000
56	526, 100	440, 200	388, 200	312, 800	260, 100	203, 900
57	527, 200	441, 300	389, 400	314, 100	261, 300	204, 800
58	528, 300	442, 500	390, 700	315, 400	262, 500	205, 700
59	529, 400	443, 700	391, 900	316, 700	263, 700	206, 600
60	530, 500	444, 900	393, 200	318, 000	264, 900	207, 500
61	531, 500	446, 100	394, 400	319, 300	265, 900	208, 400
62	532, 600	447, 300	395, 700	320, 600	266, 900	209, 300
63	533, 700	448, 500	396, 900	321, 900	267, 900	210, 200
64	534, 800	449, 700	398, 100	323, 200	268, 900	211, 100
65	535, 800	450, 900	399, 300	324, 500	269, 900	212, 000
66	536, 900	452, 000	400, 500	325, 800	270, 900	212, 900
67	538, 000	453, 100	401, 700	327, 100	271, 900	213, 800
68	539, 100	454, 200	402, 900	328, 400	272, 900	214, 700
69	540, 200	455, 300	404, 100	329, 700	273, 900	215, 600
70	541, 300	456, 400	405, 300	331, 000	274, 900	216, 500
71	542, 300	457, 500	406, 400	332, 300	275, 900	217, 400
72	543, 300	458, 600	407, 600	333, 600	276, 900	218, 300

73	544, 300	459, 700	408, 800	334, 900	277, 900	219, 200
74	545, 300	460, 800	410, 000	336, 200	278, 900	
75	546, 300	461, 900	411, 100	337, 500	279, 900	
76	547, 300	463, 000	412, 300	338, 800	281, 000	
77	548, 300	464, 100	413, 400	340, 100	281, 900	
78	549, 300	465, 200	414, 600	341, 400	282, 800	
79	550, 300	466, 300	415, 700	342, 600	283, 700	
80	551, 300	467, 400	416, 800	343, 800	284, 600	
81	552, 200	468, 500	417, 900	345, 000	285, 500	
82	553, 200	469, 500	419, 000	346, 200	286, 400	
83	554, 200	470, 600	420, 000	347, 400	287, 300	
84	555, 200	471, 700	421, 100	348, 600	288, 200	
85	556, 200	472, 700	422, 100	349, 800	289, 100	
86	557, 200	473, 800	423, 200	351, 000	290, 000	
87	558, 100	474, 800	424, 200	352, 200	290, 900	
88	559, 000	475, 800	425, 200	353, 400	291, 800	
89	559, 900	476, 800	426, 200	354, 600	292, 700	
90	560, 800	477, 800	427, 200	355, 800	293, 600	
91	561, 700	478, 800	428, 200	357, 000	294, 500	
92	562, 600	479, 700	429, 200	358, 200	295, 400	
93	563, 500	480, 700	430, 200	359, 400	296, 300	
94	564, 400	481, 700	431, 200	360, 600	297, 200	
95	565, 200	482, 700	432, 100	361, 700	298, 100	
96	566, 000	483, 700	433, 100	362, 800	299, 000	
97	566, 800	484, 700	434, 000	363, 900	299, 900	
98	567, 600	485, 700	435, 000	365, 000		
99	568, 400	486, 700	435, 900	366, 100		
100	569, 200	487, 600	436, 900	367, 100		
101	569, 900	488, 500	437, 800	368, 200		
102	570, 700	489, 400	438, 700	369, 300		
103	571, 500	490, 300	439, 600	370, 200		
104	572, 100	491, 200	440, 500	371, 100		
105	572, 800	492, 100	441, 400	372, 000		
106	573, 500	493, 000	442, 300	372, 900		
107	574, 200	493, 900	443, 200	373, 800		
108	574, 900	494, 700	444, 100	374, 700		
109	575, 600	495, 400	445, 000	375, 600		

110	576, 300	496, 200	445, 900	376, 500		
111	577, 000	497, 000	446, 700	377, 300		
112	577, 700	497, 800	447, 600	378, 100		
113	578, 300	498, 600	448, 400	378, 900		
114	579, 000	499, 400	449, 300	379, 700		
115	579, 600	500, 200	450, 100	380, 500		
116	580, 300	501, 000	451, 000	381, 300		
117	580, 900	501, 800	451, 800	382, 100		
118	581, 600	502, 500	452, 700	382, 900		
119	582, 200	503, 200	453, 500	383, 600		
120	582, 800	503, 900	454, 400	384, 300		
121	583, 300	504, 600	455, 200	385, 000		
122	583, 900	505, 300	456, 100	385, 700		
123	584, 500	506, 000	456, 900	386, 400		
124	585, 100	506, 700	457, 800	387, 100		
125	585, 700	507, 400	458, 600	387, 800		
126	586, 300	508, 100	459, 500	388, 500		
127	586, 900	508, 800	460, 300	389, 100		
128	587, 500	509, 500	461, 200	389, 700		
129	588, 100	510, 200	462, 000	390, 300		
130	588, 700	510, 900	462, 800	390, 900		
131	589, 200	511, 500	463, 600	391, 500		
132	589, 800	512, 200	464, 400	392, 100		
133	590, 300	512, 800	465, 200	392, 700		
134	590, 900	513, 500	466, 000	393, 300		
135	591, 400	514, 100	466, 800	393, 900		
136	591, 900	514, 700	467, 500	394, 400		
137	592, 400	515, 300	468, 200	395, 000		
138	592, 900	516, 000	468, 900	395, 500		
139	593, 400	516, 600	469, 700	396, 100		
140	593, 900	517, 200	470, 400	396, 600		
141		517, 700	471, 200	397, 200		
142		518, 300	471, 900	397, 700		
143		518, 900	472, 600	398, 200		
144		519, 500	473, 300	398, 700		
145		520, 100	474, 000	399, 200		
146		520, 700	474, 700	399, 700		

147		521, 300	475, 400	400, 200		
148		521, 800	476, 000	400, 700		
149		522, 400	476, 700	401, 200		
150		523, 000	477, 300	401, 700		
151		523, 500	477, 900	402, 200		
152		524, 000	478, 500	402, 700		
153		524, 500	479, 100	403, 200		
154		525, 000	479, 700	403, 600		
155		525, 500	480, 300	404, 100		
156		526, 000	480, 800	404, 500		
157		526, 400	481, 300	405, 000		
158		526, 800	481, 800	405, 400		
159		527, 200	482, 300	405, 900		
160		527, 600	482, 800	406, 300		
161		528, 000	483, 300	406, 700		
162		528, 400	483, 700	407, 100		
163		528, 800	484, 100	407, 500		
164		529, 200	484, 500	407, 900		
165		529, 600	484, 900	408, 300		
166		529, 900	485, 300	408, 700		
167		530, 300	485, 700	409, 100		
168		530, 700	486, 100	409, 500		
169		531, 100	486, 500	409, 900		
170		531, 500	486, 900	410, 300		
171		531, 900	487, 300	410, 700		
172		532, 300	487, 700	411, 100		
173		532, 700	488, 100	411, 500		
174		533, 100	488, 500	411, 900		
175		533, 500	488, 900	412, 300		
176		533, 900	489, 300	412, 700		
177		534, 300	489, 700	413, 100		
178		534, 700	490, 100	413, 500		
179		535, 100	490, 500	413, 900		
180		535, 500	490, 900	414, 300		
181		535, 900	491, 300	414, 700		
182		536, 300	491, 700	415, 100		
183		536, 700	492, 100	415, 500		

184		537, 100	492, 500	415, 900		
185		537, 500	492, 900	416, 300		
186		537, 900	493, 300	416, 700		
187		538, 300	493, 700	417, 100		
188		538, 700	494, 100	417, 500		
189		539, 100	494, 500	417, 900		
190		539, 500	494, 900	418, 300		
191		539, 900	495, 300	418, 700		
192		540, 300	495, 700	419, 100		
193		540, 700	496, 100	419, 500		
194		541, 000	496, 500	419, 900		
195		541, 400	496, 900	420, 300		
196		541, 800	497, 300	420, 700		
197		542, 200	497, 700	421, 100		
198		542, 600	498, 100	421, 500		
199		543, 000	498, 500			
200		543, 400	498, 900			
201		543, 800	499, 300			
202		544, 200	499, 700			
203		544, 600	500, 100			
204		545, 000	500, 500			
205		545, 400	500, 900			
206		545, 800	501, 300			
207		546, 200	501, 700			
208		546, 600	502, 100			
209		547, 000	502, 500			
210		547, 400	502, 900			
211		547, 800	503, 300			
212		548, 200	503, 700			
213		548, 600	504, 100			
214		549, 000	504, 500			
215		549, 300	504, 900			
216		549, 700	505, 300			
217		550, 100	505, 700			
218		550, 500	506, 100			
219		550, 900	506, 500			
220		551, 300	506, 900			

221			507,300			
222			507,700			
223			508,100			
224			508,500			
225			508,900			
226			509,300			
227			509,700			
228			510,100			
229			510,500			
230			510,900			
231			511,300			
232			511,700			
233			512,100			
234			512,500			
235			512,900			
236			513,300			
237			513,700			
238			514,100			
239			514,500			
240			514,900			
241			515,300			
242			515,700			
243			516,100			
244			516,500			
245			516,900			
246			517,300			
247			517,700			
248			518,100			
249			518,500			
250			518,900			
251			519,300			
252			519,700			
253			520,100			

備考 大学卒業の学歴により採用された職員のうち、5等級1号俸を受ける者の本俸の月額、この表の額にかかわらず、190,000円とする。

- 3 平成20年6月30日の時点で職員給与規程改正規程（規程18第15号）附則第2項の規定により本俸の支給を受けていた職員にあっては、平成24年3月31日までの間、同項の旧本俸月額から下表により求

めた各年調整額を差し引いた額と、前項の表による本俸月額のうちいずれか高い額を本俸として支給する。ただし、平成22年11月30日の時点で職員給与規程改正規程（規程21第24号）附則第2項の表による本俸月額の支給を受けている職員はこの限りでない。

期間	各年調整額
平成22年12月1日～平成23年6月30日	(旧本俸月額－新基準額) × 3 / 5
平成23年7月1日～平成24年3月31日	(旧本俸月額－新基準額) × 4 / 5

注1) 上表において「新基準額」とは、平成20年7月1日改正前の規程第4条別表第1による平成20年6月30日時点の本俸月額、職員給与規程改正規程（規程20第12号）附則第2項の表における直近上位の本俸月額をいう。

注2) 各年調整額に百円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てるものとする。

附 則（規程23第9号）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日までの間、別に定める55歳以上の職員（以下「減額対象職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - 一 本俸 本俸の月額に100分の1.5を乗じて得た額
 - 二 職務手当 職務手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
 - 三 地域手当 前2号の規定による本俸及び職務手当の減額に相当する額の合計額に第13条第2項に規定する割合を乗じて得た額
 - 四 超過勤務手当 前3号の規定による本俸、職務手当及び地域手当の減額の合計額に12を乗じた額を1年間（4月1日から3月31日までの期間とする。）の所定勤務時間数（以下「年間所定勤務時間数」という。）で除した額に、第14条第1項に規定する時間及び割合を乗じて得た額
 - 五 深夜手当 第1号から第3号までの規定による本俸、職務手当及び地域手当の減額の合計額に12を乗じた額を年間所定勤務時間数で除した額に、第15条に規定する時間及び割合を乗じて得た額
 - 六 基本賞与 第21条第3項中「本俸の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのを「職員給与規程改正規程（規程23第9号）附則第2項第1号による本俸の減額に相当する額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と、「本俸の月額」とあるのを「職員給与規程改正規程（規程23第9号）附則第2項第1号による本俸の減額に相当する額」として算出した額
 - 七 業績賞与 第21条第4項中「本俸の月額」とあるのを「職員給与規程改正規程（規程23第9号）附則第2項第1号による本俸の減額に相当する額」として算出した額
- 3 平成30年3月31日までの間、減額対象職員に対する第22条、第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、これらの規定中「第14条第2項の規定により計算した勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「職員給与規程改正規程（規程23第9号）附則第2項による減額後の本俸及び職務手当並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じた額を年間所定勤務時間数で除した額」とする。

附 則（規程23第74号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（規程24第1号）

- 1 この規程は、平成24年6月7日から施行する。
- 2 平成24年4月1日から平成24年6月30日までの間、第4条の別表第1は下表のとおりとする。

本俸月額表（平成24年6月30日まで適用）

号俸	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
1	456,700	368,400	313,800	238,300	190,500	152,700
2	458,100	369,700	315,200	239,700	191,900	153,600
3	459,300	371,000	316,600	241,100	193,200	154,600

4	460, 700	372, 300	318, 000	242, 500	194, 600	155, 600
5	462, 000	373, 600	319, 400	243, 900	195, 900	156, 600
6	463, 400	374, 900	320, 800	245, 300	197, 300	157, 600
7	464, 700	376, 200	322, 200	246, 700	198, 600	158, 600
8	466, 100	377, 500	323, 600	248, 100	200, 000	159, 600
9	467, 400	378, 800	325, 000	249, 500	201, 300	160, 500
10	468, 700	380, 100	326, 400	250, 900	202, 700	161, 500
11	470, 000	381, 300	327, 800	252, 300	204, 000	162, 500
12	471, 300	382, 600	329, 200	253, 700	205, 400	163, 500
13	472, 600	383, 900	330, 600	255, 100	206, 700	164, 500
14	473, 900	385, 200	332, 000	256, 500	208, 100	165, 500
15	475, 200	386, 500	333, 400	257, 900	209, 400	166, 500
16	476, 500	387, 800	334, 800	259, 300	210, 800	167, 500
17	477, 700	389, 100	336, 200	260, 700	212, 100	168, 400
18	479, 000	390, 400	337, 600	262, 100	213, 500	169, 300
19	480, 200	391, 700	339, 000	263, 500	214, 800	170, 200
20	481, 500	393, 000	340, 400	264, 900	216, 200	171, 100
21	482, 500	394, 200	341, 800	266, 300	217, 500	172, 000
22	483, 800	395, 500	343, 200	267, 700	218, 800	172, 900
23	485, 000	396, 800	344, 400	269, 000	220, 100	173, 800
24	486, 300	398, 100	345, 800	270, 400	221, 400	174, 700
25	487, 500	399, 400	347, 100	271, 700	222, 700	175, 600
26	488, 700	400, 700	348, 500	273, 100	224, 000	176, 500
27	489, 900	401, 900	349, 800	274, 400	225, 300	177, 400
28	491, 100	403, 100	351, 200	275, 800	226, 600	178, 300
29	492, 300	404, 400	352, 500	277, 100	227, 800	179, 200
30	493, 500	405, 700	353, 900	278, 500	229, 000	180, 100
31	494, 700	406, 900	355, 200	279, 800	230, 200	181, 000
32	495, 800	408, 200	356, 600	281, 200	231, 400	181, 900
33	497, 000	409, 500	357, 900	282, 500	232, 600	182, 800
34	498, 200	410, 800	359, 300	283, 900	233, 800	183, 800
35	499, 400	412, 100	360, 600	285, 200	235, 000	184, 700
36	500, 600	413, 400	362, 000	286, 600	236, 200	185, 600
37	501, 800	414, 700	363, 300	287, 900	237, 400	186, 500
38	503, 000	416, 000	364, 700	289, 300	238, 600	187, 400
39	504, 200	417, 300	366, 000	290, 600	239, 800	188, 300
40	505, 400	418, 600	367, 400	292, 000	241, 000	189, 200

41	506, 400	419, 800	368, 700	293, 300	242, 200	190, 100
42	507, 600	421, 100	370, 100	294, 700	243, 400	191, 000
43	508, 800	422, 400	371, 400	296, 000	244, 600	191, 900
44	510, 000	423, 700	372, 800	297, 300	245, 800	192, 900
45	511, 200	425, 000	374, 100	298, 600	247, 000	193, 800
46	512, 300	426, 300	375, 400	299, 800	248, 200	194, 700
47	513, 500	427, 600	376, 700	301, 100	249, 400	195, 700
48	514, 600	428, 900	378, 000	302, 400	250, 500	196, 600
49	515, 800	430, 200	379, 300	303, 700	251, 700	197, 600
50	516, 900	431, 500	380, 600	305, 000	252, 900	198, 500
51	518, 100	432, 700	381, 900	306, 300	254, 100	199, 400
52	519, 200	433, 900	383, 200	307, 600	255, 300	200, 300
53	520, 400	435, 100	384, 500	308, 900	256, 500	201, 200
54	521, 500	436, 300	385, 700	310, 200	257, 700	202, 100
55	522, 600	437, 400	387, 000	311, 500	258, 900	203, 000
56	523, 700	438, 600	388, 200	312, 800	260, 100	203, 900
57	524, 800	439, 700	389, 400	314, 100	261, 300	204, 800
58	525, 900	440, 900	390, 700	315, 400	262, 500	205, 700
59	527, 000	442, 100	391, 900	316, 700	263, 700	206, 600
60	528, 100	443, 300	393, 200	318, 000	264, 900	207, 500
61	529, 000	444, 400	394, 400	319, 300	265, 900	208, 400
62	530, 100	445, 600	395, 700	320, 600	266, 900	209, 300
63	531, 200	446, 800	396, 500	321, 900	267, 900	210, 200
64	532, 300	448, 000	397, 700	323, 200	268, 900	211, 100
65	533, 300	449, 200	398, 900	324, 500	269, 900	212, 000
66	534, 400	450, 300	400, 100	325, 800	270, 900	212, 900
67	535, 500	451, 400	401, 300	327, 100	271, 900	213, 800
68	536, 600	452, 500	402, 500	328, 400	272, 900	214, 700
69	537, 700	453, 600	403, 700	329, 700	273, 900	215, 600
70	538, 800	454, 700	404, 900	331, 000	274, 900	216, 500
71	539, 800	455, 700	406, 000	332, 300	275, 900	217, 400
72	540, 800	456, 800	407, 200	333, 600	276, 900	218, 300
73	541, 800	457, 900	408, 300	334, 900	277, 900	219, 200
74	542, 800	459, 000	409, 500	336, 200	278, 900	
75	543, 800	460, 100	410, 600	337, 500	279, 900	
76	544, 800	461, 200	411, 800	338, 800	281, 000	
77	545, 800	462, 300	412, 900	340, 100	281, 900	

78	546,800	463,400	414,100	341,400	282,800	
79	547,800	464,500	415,200	342,600	283,700	
80	548,800	465,600	416,300	343,800	284,600	
81	549,600	466,600	417,400	345,000	285,500	
82	550,600	467,600	418,500	346,200	286,400	
83	551,600	468,700	419,400	347,400	287,300	
84	552,600	469,800	420,500	348,600	288,200	
85	553,600	470,800	421,500	349,800	289,100	
86	554,600	471,900	422,600	351,000	290,000	
87	555,500	472,900	423,600	352,200	290,900	
88	556,400	473,900	424,600	353,300	291,800	
89	557,300	474,900	425,600	354,500	292,700	
90	558,200	475,900	426,600	355,700	293,600	
91	559,100	476,800	427,600	356,900	294,500	
92	560,000	477,700	428,600	358,100	295,400	
93	560,900	478,700	429,500	359,300	296,300	
94	561,800	479,700	430,500	360,500	297,200	
95	562,600	480,700	431,400	361,600	298,100	
96	563,400	481,700	432,400	362,700	299,000	
97	564,200	482,700	433,300	363,800	299,900	
98	565,000	483,700	434,300	364,900		
99	565,800	484,700	435,200	366,000		
100	566,600	485,600	436,200	367,000		
101	567,200	486,400	437,100	368,100		
102	568,000	487,300	438,000	369,200		
103	568,800	488,200	438,800	370,100		
104	569,400	489,100	439,700	371,000		
105	570,100	490,000	440,600	371,900		
106	570,800	490,900	441,500	372,800		
107	571,500	491,800	442,400	373,600		
108	572,200	492,600	443,300	374,500		
109	572,900	493,300	444,200	375,400		
110	573,600	494,100	445,100	376,300		
111	574,300	494,900	445,900	377,100		
112	575,000	495,700	446,800	377,900		
113	575,600	496,500	447,500	378,700		
114	576,300	497,300	448,400	379,500		

115	576, 900	498, 100	449, 200	380, 300		
116	577, 600	498, 900	450, 100	381, 100		
117	578, 200	499, 700	450, 900	381, 900		
118	578, 900	500, 400	451, 800	382, 700		
119	579, 500	501, 100	452, 600	383, 400		
120	580, 100	501, 800	453, 500	384, 100		
121	580, 500	502, 500	454, 300	384, 800		
122	581, 100	503, 200	455, 200	385, 500		
123	581, 700	503, 900	455, 900	386, 200		
124	582, 300	504, 600	456, 800	386, 900		
125	582, 900	505, 300	457, 600	387, 600		
126	583, 500	505, 900	458, 500	388, 300		
127	584, 100	506, 600	459, 300	388, 800		
128	584, 700	507, 300	460, 200	389, 400		
129	585, 300	508, 000	461, 000	390, 000		
130	585, 900	508, 700	461, 800	390, 600		
131	586, 400	509, 300	462, 600	391, 200		
132	587, 000	510, 000	463, 400	391, 800		
133	587, 500	510, 600	464, 100	392, 400		
134	588, 100	511, 300	464, 900	393, 000		
135	588, 600	511, 900	465, 700	393, 600		
136	589, 100	512, 500	466, 400	394, 100		
137	589, 600	513, 100	467, 100	394, 700		
138	590, 100	513, 800	467, 800	395, 200		
139	590, 600	514, 400	468, 600	395, 800		
140	591, 100	515, 000	469, 300	396, 300		
141		515, 500	470, 100	396, 900		
142		516, 100	470, 800	397, 400		
143		516, 700	471, 400	397, 900		
144		517, 300	472, 100	398, 400		
145		517, 900	472, 800	398, 900		
146		518, 500	473, 500	399, 400		
147		519, 100	474, 200	399, 800		
148		519, 600	474, 800	400, 300		
149		520, 200	475, 500	400, 800		
150		520, 800	476, 100	401, 300		
151		521, 200	476, 700	401, 800		

152		521, 700	477, 300	402, 300		
153		522, 200	477, 800	402, 800		
154		522, 700	478, 400	403, 200		
155		523, 200	479, 000	403, 700		
156		523, 700	479, 500	404, 100		
157		524, 100	480, 000	404, 600		
158		524, 500	480, 500	405, 000		
159		524, 900	481, 000	405, 500		
160		525, 300	481, 500	405, 900		
161		525, 700	482, 000	406, 300		
162		526, 100	482, 400	406, 700		
163		526, 500	482, 700	407, 100		
164		526, 900	483, 100	407, 500		
165		527, 300	483, 500	407, 900		
166		527, 600	483, 900	408, 300		
167		528, 000	484, 300	408, 700		
168		528, 400	484, 700	409, 000		
169		528, 800	485, 100	409, 400		
170		529, 200	485, 500	409, 800		
171		529, 600	485, 900	410, 200		
172		530, 000	486, 300	410, 600		
173		530, 400	486, 600	411, 000		
174		530, 800	487, 000	411, 400		
175		531, 200	487, 400	411, 800		
176		531, 500	487, 800	412, 200		
177		531, 900	488, 200	412, 600		
178		532, 300	488, 600	413, 000		
179		532, 700	489, 000	413, 400		
180		533, 100	489, 400	413, 800		
181		533, 500	489, 800	414, 200		
182		533, 900	490, 200	414, 600		
183		534, 300	490, 500	415, 000		
184		534, 700	490, 900	415, 400		
185		535, 100	491, 300	415, 800		
186		535, 500	491, 700	416, 200		
187		535, 900	492, 100	416, 600		
188		536, 300	492, 500	416, 900		

189		536, 700	492, 900	417, 300		
190		537, 100	493, 300	417, 700		
191		537, 500	493, 700	418, 100		
192		537, 900	494, 100	418, 500		
193		538, 300	494, 400	418, 900		
194		538, 600	494, 800	419, 300		
195		539, 000	495, 200	419, 700		
196		539, 400	495, 600	420, 100		
197		539, 800	496, 000	420, 500		
198		540, 200	496, 400	420, 900		
199		540, 600	496, 800			
200		541, 000	497, 200			
201		541, 300	497, 600			
202		541, 700	498, 000			
203		542, 100	498, 300			
204		542, 500	498, 700			
205		542, 900	499, 100			
206		543, 300	499, 500			
207		543, 700	499, 900			
208		544, 100	500, 300			
209		544, 500	500, 700			
210		544, 900	501, 100			
211		545, 300	501, 500			
212		545, 700	501, 900			
213		546, 100	502, 200			
214		546, 500	502, 600			
215		546, 800	503, 000			
216		547, 200	503, 400			
217		547, 600	503, 800			
218		548, 000	504, 200			
219		548, 400	504, 600			
220		548, 800	505, 000			
221			505, 400			
222			505, 800			
223			506, 100			
224			506, 500			
225			506, 900			

226			507,300			
227			507,700			
228			508,100			
229			508,500			
230			508,900			
231			509,300			
232			509,700			
233			510,100			
234			510,500			
235			510,900			
236			511,300			
237			511,700			
238			512,100			
239			512,500			
240			512,900			
241			513,300			
242			513,700			
243			514,100			
244			514,500			
245			514,900			
246			515,300			
247			515,700			
248			516,100			
249			516,500			
250			516,900			
251			517,300			
252			517,700			
253			518,100			

備考 大学卒業の学歴により採用された職員のうち、5等級1号俸を受ける者の本俸の月額、この表の額にかかわらず、190,000円とする。

- 3 平成20年6月30日の時点で職員給与規程改正規程（規程18第15号）附則第2項の規定により本俸の支給を受けていた職員にあっては、平成24年6月30日までの間、同項の旧本俸月額から下表により求めた各年調整額を差し引いた額と、前項の表による本俸月額のいずれか高い額を本俸として支給する。ただし、平成22年11月30日の時点で職員給与規程改正規程（規程21第24号）附則第2項の表による本俸月額の支給を受けている職員はこの限りでない。

期間	各年調整額
平成24年4月1日～平成24年6月30日	(旧本俸月額－新基準額) × 4 / 5

注1) 上表において「新基準額」とは、平成20年7月1日改正前の規程第4条別表第1による平成20

年6月30日時点の本俸月額、職員給与規程改正規程（規程20第12号）附則第2項の表における直近上位の本俸月額をいう。

注2）各年調整額に百円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てるものとする。

- 4 平成24年6月1日から平成26年5月31日までの間（以下「特例期間」という。）の給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 本俸 本俸月額に当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる職務の等級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額

等級	支給減額率
1 等級及び2 等級	1 0 0 分の 9 . 7 7
3 等級及び4 等級	1 0 0 分の 7 . 7 7
5 等級	1 0 0 分の 4 . 7 7

二 職務手当 当該職員の職務手当（別表第3の職群区分Eを除く。）の月額に100分の10を乗じて得た額

三 地域手当 当該職員の本俸月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の職務手当（別表第3の職群区分Eを除く。）に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額

四 超過勤務手当 前3号の規定による本俸、職務手当及び地域手当の減額の合計額に12を乗じた額を1年間（4月1日から3月31日までの期間とする。）の所定勤務時間数（以下「年間所定勤務時間数」という。）で除した額に、第14条第1項に規定する時間及び割合を乗じて得た額

五 深夜手当 第1号から第3号までの規定による本俸、職務手当及び地域手当の減額の合計額に12を乗じた額を年間所定勤務時間数で除した額に、第15条に規定する時間及び割合を乗じて得た額

六 基本賞与 当該職員が受けるべき基本賞与の額に、100分の9.77を乗じて得た額

七 業績賞与 当該職員が受けるべき基本賞与の額に、100分の9.77を乗じて得た額

- 5 特例期間においては、減額対象職員に対する第22条、第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、これらの規定中「第14条第2項の規定により計算した勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「職員給与規程改正規程（規程24第1号）附則第4項による減額後の本俸及び職務手当並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じた額を年間所定勤務時間数で除した額」とする。

- 6 特例期間においては、職員給与規程改正規程（規程23第9号）第2項の規定の適用を受ける職員に対する第4項第一号から第七号まで及び第5項の規定の適用については、第4項第一号及び第三号中「本俸月額に」とあるのは「本俸月額から職員給与規程改正規程（規程23第9号）第2項第一号に定める額に相当する額を減じた額に、」と、第4項第二号及び第三号中「職務手当（別表第3の職群区分Eを除く。）の月額に」とあるのは「職務手当（別表第3の職群区分Eを除く。）の月額から職員給与規程改正規程（規程23第9号）第2項第二号に定める額に相当する額を減じた額に」とする。

附 則（規程25第57号）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第13条の2の規定は、平成23年4月2日から第1項で定める施行日の前日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中、「当該異動の日から」とあるのは、「平成26年4月1日から当該異動の日以後」とする。
- 3 改正附則（規程23第9号）第2項及び第3項については、次項及び第5項とする。
- 4 平成30年3月31日までの間、別に定める55歳以上の職員（以下「減額対象職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- 一 本俸 本俸の月額に100分の1.5を乗じて得た額
- 二 職務手当 職務手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
- 三 地域手当 前2号の規定による本俸及び職務手当の減額に相当する額の合計額に第13条第2項に規定する割合を乗じて得た額
- 四 広域異動手当 第1号及び第2号の規定による本俸及び職務手当の減額に相当する額の合計額に第13条の2第1項に規定する割合を乗じて得た額

- 五 超過勤務手当 前4号の規定による本俸、職務手当、地域手当及び広域異動手当の減額の合計額に12を乗じた額を1年間（4月1日から3月31日までの期間とする。）の所定勤務時間数（以下「年間所定勤務時間数」という。）で除した額に、第14条第1項に規定する時間及び割合を乗じて得た額
- 六 深夜手当 第1号から第4号までの規定による本俸、職務手当、地域手当及び広域異動手当の減額の合計額に12を乗じた額を年間所定勤務時間数で除した額に、第15条に規定する時間及び割合を乗じて得た額
- 七 基本賞与 第21条第3項中「本俸の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額」とあるのを「職員給与規程改正規程（規程23第9号）附則第2項第1号による本俸の減額に相当する額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額」と、「本俸の月額」とあるのを「職員給与規程改正規程（規程23第9号）附則第2項第1号による本俸の減額に相当する額」として算出した額
- 八 業績賞与 第21条第4項中「本俸の月額」とあるのを「職員給与規程改正規程（規程23第9号）附則第2項第1号による本俸の減額に相当する額」として算出した額
- 5 平成30年3月31日までの間、減額対象職員に対する第22条、第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、これらの規定中「第14条第2項の規定により計算した勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「職員給与規程改正規程（規程23第9号）附則第2項による減額後の本俸及び職務手当並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に12を乗じた額を年間所定勤務時間数で除した額」とする。
- 6 改正附則（規程24第1号）第4項から第6項については、次項から第9項とする。
- 7 平成24年6月1日から平成26年5月31日までの間（以下「特例期間」という。）の給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- 一 本俸 本俸月額に当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる職務の等級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額

等級	支給減額率
1等級及び2等級	100分の9.77
3等級及び4等級	100分の7.77
5等級	100分の4.77

- 二 職務手当 当該職員の職務手当（別表第3の職群区分Eを除く。）の月額に100分の10を乗じて得た額
- 三 地域手当 当該職員の本俸月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の職務手当（別表第3の職群区分Eを除く。）に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 四 広域異動手当 当該職員の本俸月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の職務手当（別表第3の職群区分Eを除く。）に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 五 超過勤務手当 前4号の規定による本俸、職務手当、地域手当及び広域異動手当の減額の合計額に12を乗じた額を1年間（4月1日から3月31日までの期間とする。）の所定勤務時間数（以下「年間所定勤務時間数」という。）で除した額に、第14条第1項に規定する時間及び割合を乗じて得た額
- 六 深夜手当 第1号から第4号までの規定による本俸、職務手当、地域手当及び広域異動手当の減額の合計額に12を乗じた額を年間所定勤務時間数で除した額に、第15条に規定する時間及び割合を乗じて得た額
- 七 基本賞与 当該職員が受けるべき基本賞与の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- 八 業績賞与 当該職員が受けるべき業績賞与の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- 8 特例期間においては、減額対象職員に対する第22条、第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、これらの規定中「第14条第2項の規定により計算した勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「職員給与規程改正規程（規程24第1号）附則第4項による減額後の本俸及び職務手当並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に12を乗じた額を年間所定勤務時間数で除した額」とする。

- 9 特例期間においては、職員給与規程改正規程（規程23第9号）第2項の規定の適用を受ける職員に対する第4項第一号から第八号まで及び第5項の規定の適用については、第4項第一号、第三号及び第四号中「本俸月額に」とあるのは「本俸月額から職員給与規程改正規程（規程23第9号）第2項第一号に定める額に相当する額を減じた額に、」と、第4項第一号、第三号及び第四号中「職務手当（別表第3の職群区分Eを除く。）の月額に」とあるのは「職務手当（別表第3の職群区分Eを除く。）の月額から職員給与規程改正規程（規程23第9号）第2項第二号に定める額に相当する額を減じた額に」とする。

附 則（規程26第23号）

- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（規程26第42号）

- 1 この規程は、平成27年4月1日（以下「改正日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第4条に規定する別表第1による本俸月額（以下「新本俸月額」という。）が改正前の第4条に規定する次表による本俸月額（以下「旧本俸月額」という。）に達しない職員については、新本俸月額が旧本俸月額に達するまでの間（平成30年3月31日までの間に限る。）、旧本俸月額から新本俸月額を差し引いた額を本俸として支給する。
- 3 第7条第3項に規定する昇給後の号俸による本俸月額（「以下「昇給後の本俸月額」という。」）が旧本俸月額に達しない職員については、昇給後の本俸月額が旧本俸月額に達するまでの間（平成30年3月31日までの間に限る。）、旧本俸月額から昇給後の本俸月額を差し引いた額を本俸として支給する。
- 4 第8条第2項に規定する昇格後の号俸による本俸月額（「以下「昇格後の本俸月額」という。」）が旧本俸月額に達しない職員については、昇格後の本俸月額が旧本俸月額に達するまでの間（平成30年3月31日までの間に限る。）、旧本俸月額から昇格後の本俸月額を差し引いた額を本俸として支給する。
- 5 改正後の規程第13条第2項各号に定める地域手当の支給割合は、平成28年3月31日までの間において、同項第1号中「100分の12」とあるのは「100分の12を超えない範囲内で別に定める割合」と、同項第2号中「100分の9」とあるのは「100分の9を超えない範囲内で別に定める割合」と、同項第3号中「100分の8」とあるのは「100分の8を超えない範囲内で別に定める割合」と、同項第4号中「100分の6」とあるのは「100分の6を超えない範囲内で別に定める割合」と、同項第5号中「100分の4」とあるのは「100分の4を超えない範囲内で別に定める割合」と読み替える。
- 6 改正日前に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る第13条の2に規定する広域移動手当の支給については、同条第1項中第1号「100分の3」とあるのは「100分の2」と、同条同項第2号中「100分の2」とあるのは「100分の1」とする。
- 7 平成28年3月31日までの間、第19条第2項中「30,000円」とあるのは「26,000円」とする。

本俸月額表（平成27年3月31日時点）

号俸	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
1	457,900	370,000	315,500	240,200	192,500	152,700
2	459,300	371,300	316,900	241,600	193,900	153,600
3	460,500	372,600	318,300	243,000	195,200	154,600
4	461,900	373,900	319,700	244,400	196,600	155,600
5	463,200	375,200	321,100	245,800	197,900	156,600
6	464,500	376,400	322,500	247,200	199,300	157,600
7	465,800	377,700	323,900	248,600	200,600	158,600
8	467,200	379,000	325,300	250,000	202,000	159,600
9	468,500	380,300	326,700	251,400	203,300	160,500

10	469, 800	381, 600	328, 100	252, 800	204, 700	161, 500
11	471, 000	382, 800	329, 500	254, 200	206, 000	162, 500
12	472, 300	384, 100	330, 900	255, 600	207, 400	163, 500
13	473, 600	385, 400	332, 300	257, 000	208, 700	164, 500
14	474, 900	386, 700	333, 700	258, 400	210, 100	165, 500
15	476, 200	388, 000	335, 100	259, 800	211, 400	166, 500
16	477, 400	389, 300	336, 500	261, 200	212, 800	167, 500
17	478, 600	390, 600	337, 900	262, 600	214, 100	168, 400
18	479, 900	391, 900	339, 300	264, 000	215, 500	169, 300
19	481, 100	393, 200	340, 700	265, 400	216, 800	170, 200
20	482, 400	394, 500	342, 100	266, 800	218, 200	171, 100
21	483, 400	395, 700	343, 500	268, 200	219, 500	172, 000
22	484, 600	397, 000	344, 900	269, 600	220, 800	172, 900
23	485, 800	398, 300	346, 100	270, 900	222, 100	173, 800
24	487, 100	399, 600	347, 500	272, 300	223, 400	174, 700
25	488, 300	400, 900	348, 800	273, 600	224, 700	175, 600
26	489, 500	402, 100	350, 100	274, 900	225, 900	176, 500
27	490, 700	403, 300	351, 400	276, 200	227, 200	177, 400
28	491, 800	404, 500	352, 800	277, 600	228, 500	178, 300
29	493, 000	405, 800	354, 100	278, 900	229, 700	179, 200
30	494, 200	407, 100	355, 500	280, 300	230, 900	180, 100
31	495, 400	408, 300	356, 800	281, 600	232, 100	181, 000
32	496, 500	409, 600	358, 200	283, 000	233, 300	181, 900
33	497, 700	410, 900	359, 500	284, 300	234, 500	182, 800
34	498, 800	412, 200	360, 900	285, 700	235, 700	183, 800
35	500, 000	413, 500	362, 200	287, 000	236, 900	184, 700
36	501, 200	414, 800	363, 600	288, 400	238, 100	185, 600
37	502, 400	416, 100	364, 900	289, 700	239, 300	186, 500
38	503, 600	417, 400	366, 300	291, 100	240, 500	187, 400
39	504, 700	418, 700	367, 600	292, 400	241, 700	188, 300
40	505, 900	420, 000	369, 000	293, 800	242, 900	189, 200
41	506, 900	421, 200	370, 300	295, 100	244, 100	190, 100
42	508, 100	422, 500	371, 700	296, 500	245, 300	191, 000
43	509, 200	423, 800	373, 000	297, 800	246, 500	191, 900
44	510, 400	425, 100	374, 400	299, 100	247, 700	192, 900
45	511, 600	426, 400	375, 700	300, 400	248, 900	193, 800
46	512, 700	427, 600	376, 900	301, 500	250, 000	194, 700

47	513, 800	428, 900	378, 200	302, 800	251, 200	195, 700
48	514, 900	430, 200	379, 500	304, 100	252, 300	196, 600
49	516, 100	431, 500	380, 800	305, 400	253, 500	197, 600
50	517, 200	432, 800	382, 100	306, 700	254, 700	198, 500
51	518, 300	434, 000	383, 400	308, 000	255, 900	199, 400
52	519, 400	435, 200	384, 700	309, 300	257, 100	200, 300
53	520, 600	436, 400	386, 000	310, 600	258, 300	201, 200
54	521, 700	437, 600	387, 200	311, 900	259, 500	202, 100
55	522, 700	438, 700	388, 500	313, 200	260, 700	203, 000
56	523, 800	439, 900	389, 700	314, 500	261, 900	203, 900
57	524, 900	441, 000	390, 900	315, 800	263, 100	204, 800
58	526, 000	442, 200	392, 200	317, 100	264, 300	205, 700
59	527, 000	443, 400	393, 400	318, 400	265, 500	206, 600
60	528, 100	444, 600	394, 700	319, 700	266, 700	207, 500
61	529, 000	445, 700	395, 900	321, 000	267, 700	208, 400
62	530, 100	446, 900	397, 200	322, 300	268, 700	209, 300
63	531, 200	448, 100	398, 000	323, 600	269, 700	210, 200
64	532, 300	449, 300	399, 200	324, 900	270, 700	211, 100
65	533, 300	450, 500	400, 400	326, 200	271, 700	212, 000
66	534, 400	451, 500	401, 500	327, 400	272, 600	212, 900
67	535, 500	452, 600	402, 700	328, 700	273, 600	213, 800
68	536, 600	453, 700	403, 900	330, 000	274, 600	214, 700
69	537, 700	454, 800	405, 100	331, 300	275, 600	215, 600
70	538, 800	455, 900	406, 300	332, 600	276, 600	216, 500
71	539, 800	456, 900	407, 400	333, 900	277, 600	217, 400
72	540, 800	458, 000	408, 600	335, 200	278, 600	218, 300
73	541, 800	459, 100	409, 700	336, 500	279, 600	219, 200
74	542, 800	460, 200	410, 900	337, 800	280, 600	
75	543, 800	461, 300	412, 000	339, 100	281, 600	
76	544, 800	462, 400	413, 200	340, 400	282, 700	
77	545, 800	463, 500	414, 300	341, 700	283, 600	
78	546, 800	464, 600	415, 500	343, 000	284, 500	
79	547, 800	465, 700	416, 600	344, 200	285, 400	
80	548, 800	466, 800	417, 700	345, 400	286, 300	
81	549, 600	467, 800	418, 800	346, 600	287, 200	
82	550, 600	468, 800	419, 900	347, 800	288, 100	
83	551, 600	469, 900	420, 800	349, 000	289, 000	

84	552, 600	471, 000	421, 900	350, 200	289, 900	
85	553, 600	472, 000	422, 900	351, 400	290, 800	
86	554, 600	473, 000	423, 900	352, 500	291, 600	
87	555, 500	474, 000	424, 900	353, 700	292, 500	
88	556, 400	475, 000	425, 900	354, 800	293, 400	
89	557, 300	476, 000	426, 900	356, 000	294, 300	
90	558, 200	477, 000	427, 900	357, 200	295, 200	
91	559, 100	477, 900	428, 900	358, 400	296, 100	
92	560, 000	478, 800	429, 900	359, 600	297, 000	
93	560, 900	479, 800	430, 800	360, 800	297, 900	
94	561, 800	480, 800	431, 800	362, 000	298, 800	
95	562, 600	481, 800	432, 700	363, 100	299, 700	
96	563, 400	482, 800	433, 700	364, 200	300, 600	
97	564, 200	483, 800	434, 600	365, 300	301, 500	
98	565, 000	484, 800	435, 600	366, 400		
99	565, 800	485, 800	436, 500	367, 500		
100	566, 600	486, 700	437, 500	368, 500		
101	567, 200	487, 500	438, 400	369, 600		
102	568, 000	488, 400	439, 300	370, 700		
103	568, 800	489, 300	440, 100	371, 600		
104	569, 400	490, 200	441, 000	372, 500		
105	570, 100	491, 100	441, 900	373, 400		
106	570, 800	491, 900	442, 700	374, 200		
107	571, 500	492, 800	443, 600	375, 000		
108	572, 200	493, 600	444, 500	375, 900		
109	572, 900	494, 300	445, 400	376, 800		
110	573, 600	495, 100	446, 300	377, 700		
111	574, 300	495, 900	447, 100	378, 500		
112	575, 000	496, 700	448, 000	379, 300		
113	575, 600	497, 500	448, 700	380, 100		
114	576, 300	498, 300	449, 600	380, 900		
115	576, 900	499, 100	450, 400	381, 700		
116	577, 600	499, 900	451, 300	382, 500		
117	578, 200	500, 700	452, 100	383, 300		
118	578, 900	501, 400	453, 000	384, 100		
119	579, 500	502, 000	453, 800	384, 800		
120	580, 100	502, 700	454, 700	385, 500		

121	580, 500	503, 400	455, 500	386, 200		
122	581, 100	504, 100	456, 400	386, 900		
123	581, 700	504, 800	457, 100	387, 600		
124	582, 300	505, 400	458, 000	388, 300		
125	582, 900	506, 100	458, 800	389, 000		
126	583, 500	506, 700	459, 600	389, 600		
127	584, 100	507, 400	460, 400	390, 100		
128	584, 700	508, 100	461, 300	390, 700		
129	585, 300	508, 700	462, 100	391, 300		
130	585, 900	509, 400	462, 900	391, 900		
131	586, 400	510, 000	463, 700	392, 500		
132	587, 000	510, 700	464, 500	393, 100		
133	587, 500	511, 300	465, 200	393, 700		
134	588, 100	511, 900	466, 000	394, 300		
135	588, 600	512, 500	466, 800	394, 900		
136	589, 100	513, 100	467, 500	395, 400		
137	589, 600	513, 700	468, 200	396, 000		
138	590, 100	514, 400	468, 900	396, 500		
139	590, 600	514, 900	469, 700	397, 100		
140	591, 100	515, 500	470, 400	397, 600		
141		516, 000	471, 200	398, 200		
142		516, 600	471, 900	398, 700		
143		517, 200	472, 500	399, 200		
144		517, 700	473, 200	399, 700		
145		518, 300	473, 900	400, 200		
146		518, 900	474, 500	400, 600		
147		519, 500	475, 200	401, 000		
148		519, 900	475, 800	401, 500		
149		520, 500	476, 500	402, 000		
150		521, 100	477, 100	402, 500		
151		521, 400	477, 700	403, 000		
152		521, 900	478, 300	403, 500		
153		522, 400	478, 800	404, 000		
154		522, 800	479, 400	404, 400		
155		523, 300	480, 000	404, 900		
156		523, 700	480, 500	405, 300		
157		524, 100	481, 000	405, 800		

158		524, 500	481, 500	406, 200		
159		524, 900	482, 000	406, 700		
160		525, 300	482, 500	407, 100		
161		525, 700	483, 000	407, 500		
162		526, 100	483, 400	407, 900		
163		526, 500	483, 700	408, 300		
164		526, 900	484, 100	408, 700		
165		527, 300	484, 500	409, 100		

備考 大学卒業の学歴により採用された職員のうち、5等級1号俸を受ける者の本俸の月額は、この表の額にかかわらず、192,000円とする。

附 則（規程27第37号）

- 1 この規程は、平成28年3月8日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（規程27第49号）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（規程28第25号）

- 1 この規程は平成28年12月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、改正後の規程第11条の規定は平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の規程第11条第1項ただし書並びに同条第7項第3号及び第4号の規定は適用せず、改正後の規程第11条の規定の適用については、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき8,000円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち一人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち一人については9,000円）」と、同条第5項中「扶養親族（1等級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、1等級職員から1等級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（1等級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び1等級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは
 - 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
 - 三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
 - 四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、同条第6項中「扶養親族（1等級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、1等級職員から1等級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が1等級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」

と、「死亡した日、1 等級職員以外の職員から 1 等級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が 1 等級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 7 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号又は第 5 号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第 5 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第 5 項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第 5 項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第 2 号中「扶養親族（1 等級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日までの間は、改正後の規程第11条第 1 項ただし書並びに同条第 7 項第 3 号及び第 4 号の規定は適用せず、改正後の規程第11条の規定の適用については、同条第 3 項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「前項第 2 号」とあるのは「同項第 2 号」と、同条第 5 項中「扶養親族（1 等級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、1 等級職員から 1 等級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合（1 等級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）とあり、及び同項第 2 号中「場合及び 1 等級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第 6 項中「扶養親族（1 等級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、1 等級職員から 1 等級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が 1 等級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、1 等級職員以外の職員から 1 等級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項に規定による届出に係るものがないときはその職員が 1 等級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 7 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号又は第 5 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（1 等級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」とする。

- 4 平成31年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月31日までの間は、改正後の規程第11条第 1 項ただし書並びに同条第 7 項第 3 号及び第 4 号の規定は適用せず、改正後の規程第11条の規定の適用については、同条第 3 項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「6,500円」とあるのは「6,500円（1 等級職員にあつては、3,500円）」と、「前項第 2 号」とあるのは「同項第 2 号」と、同条第 5 項中「扶養親族（1 等級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、1 等級職員から 1 等級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合（1 等級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）とあり、及び同項第 2 号中「場合及び 1 等級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第 6 項中「扶養親族（1 等級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、1 等級職員から 1 等級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が 1 等級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、1 等級職員以外の職員から 1 等級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項に規定によ

る届出に係るものがないときはその職員が1等級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」と、「第1号又は第3号」あるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（1等級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

附 則（規程29第31号）

- 1 この規程は、平成30年3月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（規程29第41号）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（規程30第33号）

- 1 この規程は、平成30年12月6日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（規程令1第31号）

- 1 この規程は、令和元年12月3日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、改正後の規程第20条及び次項の規定は令和2年4月1日から適用する。
- 2 令和2年4月1日の前日において、改正前の規程第20条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、令和2年4月1日以降においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む、以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（別に定める職員を除く。）に対しては、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、改正後の規程第20条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
 - 一 改正後の給与規程第20条第1項のいずれにも該当しないこととなる職員
 - 二 旧手当額から改正後の給与規程第20条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

附 則（規程令1第45号）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（規程令4第16号）

- 1 この規程は、令和4年12月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（規程令5第7号）

- 1 この規程は、令和5年7月7日から施行し、同年6月1日から適用する。

附 則（規程令5第18号）

- 1 この規程は、令和5年12月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（規程令5第36号）

- 1 この規程は、令和6年3月31日から施行する。ただし、改正後の規程第29条の規定は同年4月1日から適用する。

附 則（規程令6第22号）

- 1 この規程は、令和7年1月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（規程令6第52号）

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第11条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「第5号」とあるのは「第6号」と、同条第2項中「五 重度心身障害者」とあるのは、「五 重度心身障害者／六 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。））」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

附 則（規程令 7 第19号）

- 1 この規程は、令和 8 年 1 月 1 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（規程令 7 第42号）

- 1 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（規程令 8 第 6 号）

- 1 この規程は、令和 8 年 7 月 1 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1

本俸月額表

号俸	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
1	470, 500	398, 100	347, 700	286, 800	250, 300	186, 700
2	471, 700	399, 200	349, 000	287, 700	251, 400	187, 500
3	472, 800	400, 200	350, 300	288, 700	252, 500	188, 300
4	474, 000	401, 300	351, 700	289, 800	253, 500	189, 100
5	475, 100	402, 300	353, 000	290, 900	254, 600	189, 900
6	476, 200	403, 300	354, 200	291, 900	255, 700	190, 700
7	477, 300	404, 300	355, 500	292, 900	256, 800	191, 500
8	478, 500	405, 300	356, 700	293, 900	257, 900	192, 300
9	479, 600	406, 300	357, 900	295, 000	259, 000	193, 100
10	480, 700	407, 200	359, 100	296, 200	260, 100	193, 900
11	481, 800	408, 200	360, 300	297, 300	261, 200	194, 700
12	483, 000	409, 100	361, 500	298, 400	262, 300	195, 500
13	484, 200	410, 100	362, 700	299, 400	263, 400	196, 300
14	485, 400	411, 000	363, 900	300, 400	264, 600	197, 100
15	486, 600	412, 000	365, 200	301, 500	265, 700	197, 900
16	487, 900	412, 900	366, 500	302, 600	266, 900	198, 700
17	489, 200	413, 900	367, 900	303, 800	268, 100	199, 500
18	490, 400	415, 000	369, 400	304, 900	269, 300	200, 300
19	491, 600	416, 100	370, 800	306, 000	270, 400	201, 100
20	492, 700	417, 100	372, 100	307, 100	271, 400	201, 900
21	493, 700	418, 200	373, 300	308, 200	272, 400	202, 700
22	494, 800	419, 200	374, 500	309, 300	273, 300	203, 500
23	495, 800	420, 200	375, 600	310, 400	274, 100	204, 300
24	496, 900	421, 100	376, 800	311, 500	274, 900	205, 100
25	497, 900	422, 000	378, 100	312, 600	275, 700	205, 900
26	498, 800	422, 900	379, 400	313, 800	276, 500	206, 700
27	499, 700	423, 800	380, 700	315, 000	277, 400	207, 500
28	500, 700	424, 700	381, 900	316, 300	278, 300	208, 300

29	501, 700	425, 700	383, 200	317, 500	279, 100	209, 100
30	502, 800	426, 800	384, 500	318, 600	279, 900	209, 900
31	503, 800	427, 800	385, 700	319, 700	280, 700	210, 700
32	504, 800	428, 900	386, 800	320, 800	281, 600	211, 500
33	505, 800	429, 900	388, 000	321, 900	282, 500	212, 300
34	506, 800	430, 800	389, 300	323, 000	283, 300	213, 100
35	507, 800	431, 900	390, 500	324, 100	284, 200	213, 900
36	508, 900	433, 000	391, 800	325, 300	285, 000	214, 700
37	509, 900	434, 000	393, 100	326, 500	285, 900	215, 500
38	511, 000	435, 000	394, 400	327, 600	286, 800	216, 400
39	512, 000	436, 100	395, 700	328, 600	287, 800	217, 300
40	513, 100	437, 100	397, 000	329, 800	288, 700	218, 200
41	514, 100	438, 100	398, 200	330, 900	289, 700	219, 100
42	515, 100	439, 000	399, 400	332, 100	290, 600	220, 000
43	516, 100	440, 000	400, 600	333, 300	291, 500	220, 900
44	517, 200	441, 000	401, 700	334, 400	292, 400	221, 800
45	518, 300	442, 100	402, 800	335, 400	293, 300	222, 600
46	519, 300	443, 100	403, 900	336, 300	294, 100	223, 400
47	520, 300	444, 200	404, 900	337, 300	294, 900	224, 200
48	521, 300	445, 400	405, 900	338, 400	295, 700	225, 000
49	522, 400	446, 600	406, 800	339, 600	296, 600	225, 800
50	523, 400	447, 700	407, 800	340, 700	297, 500	226, 600
51	524, 400	448, 700	408, 900	341, 800	298, 500	227, 400
52	525, 400	449, 800	410, 000	343, 000	299, 500	228, 200
53	526, 400	450, 900	411, 100	344, 100	300, 500	229, 000
54	527, 400	452, 000	412, 000	345, 200	301, 500	229, 800
55	528, 300	453, 000	413, 000	346, 200	302, 500	230, 600
56	529, 300	454, 000	414, 000	347, 200	303, 500	231, 400
57	530, 300	455, 000	415, 000	348, 200	304, 500	232, 200
58	531, 300	456, 100	415, 900	349, 200	305, 500	233, 000
59	532, 200	457, 100	416, 800	350, 200	306, 400	233, 800
60	533, 100	458, 200	417, 700	351, 300	307, 300	234, 600
61	534, 000	459, 300	418, 500	352, 300	308, 200	235, 400
62	535, 000	460, 400	419, 400	353, 400	309, 000	236, 200
63	536, 100	461, 500	420, 300	354, 500	309, 900	237, 000
64	537, 200	462, 600	421, 200	355, 700	310, 700	237, 800
65	538, 200	463, 600	422, 100	356, 900	311, 500	238, 600

66	539, 200	464, 600	423, 000	358, 100	312, 300	239, 300
67	540, 200	465, 600	423, 900	359, 400	313, 200	240, 100
68	541, 300	466, 600	424, 800	360, 600	314, 000	240, 900
69	542, 300	467, 600	425, 800	361, 700	314, 800	241, 700
70	543, 400	468, 600	426, 800	362, 800	315, 600	242, 500
71	544, 400	469, 600	427, 900	364, 000	316, 400	243, 400
72	545, 300	470, 600	428, 900	365, 200	317, 300	244, 300
73	546, 200	471, 600	429, 800	366, 300	318, 100	245, 200
74	547, 200	472, 600	430, 700	367, 500	319, 000	
75	548, 100	473, 600	431, 700	368, 800	319, 900	
76	549, 100	474, 500	432, 600	370, 000	320, 700	
77	550, 000	475, 400	433, 400	371, 100	321, 400	
78	551, 000	476, 400	434, 300	372, 200	322, 100	
79	551, 900	477, 500	435, 200	373, 400	322, 800	
80	552, 900	478, 600	436, 100	374, 600	323, 600	
81	553, 800	479, 700	436, 900	375, 700	324, 400	
82	554, 700	480, 700	437, 700	376, 900	325, 200	
83	555, 600	481, 700	438, 500	378, 200	326, 000	
84	556, 500	482, 800	439, 300	379, 500	326, 700	
85	557, 400	483, 800	440, 000	380, 700	327, 400	
86	558, 300	484, 800	440, 700	381, 800	328, 100	
87	559, 200	485, 800	441, 500	382, 800	328, 800	
88	560, 100	486, 800	442, 400	383, 800	329, 600	
89	560, 900	487, 800	443, 300	384, 800	330, 400	
90	561, 800	488, 700	444, 100	385, 900	331, 200	
91	562, 600	489, 600	445, 000	387, 000	332, 000	
92	563, 500	490, 600	445, 900	388, 100	332, 800	
93	564, 300	491, 500	446, 800	389, 200	333, 600	
94	565, 200	492, 400	447, 700	390, 300	334, 300	
95	566, 000	493, 200	448, 500	391, 400	335, 000	
96	566, 800	494, 000	449, 300	392, 500	335, 700	
97	567, 600	494, 900	450, 100	393, 500	336, 400	
98	568, 300	495, 800	451, 000	394, 600		
99	569, 000	496, 600	451, 800	395, 600		
100	569, 700	497, 400	452, 600	396, 600		
101	570, 400	498, 300	453, 500	397, 500		
102	571, 100	499, 200	454, 300	398, 500		

103	571, 700	500, 100	455, 100	399, 400		
104	572, 300	501, 000	455, 900	400, 400		
105	572, 900	501, 900	456, 600	401, 300		
106	573, 500	502, 800	457, 300	402, 100		
107	574, 100	503, 600	458, 100	402, 800		
108	574, 800	504, 300	458, 900	403, 400		
109	575, 400	505, 000	459, 800	404, 000		
110	576, 100	505, 700	460, 600	404, 700		
111	576, 800	506, 400	461, 400	405, 300		
112	577, 400	507, 100	462, 200	405, 900		
113	578, 000	507, 800	463, 000	406, 500		
114	578, 600	508, 500	463, 700	407, 100		
115	579, 200	509, 200	464, 400	407, 700		
116	579, 800	509, 900	465, 200	408, 300		
117	580, 400	510, 600	466, 000	409, 000		
118	581, 000	511, 200	466, 800	409, 600		
119	581, 600	511, 800	467, 700	410, 100		
120	582, 100	512, 300	468, 500	410, 700		
121	582, 500	512, 800	469, 300	411, 300		
122	582, 900	513, 400	470, 100	411, 900		
123	583, 400	514, 000	470, 900	412, 400		
124	583, 900	514, 500	471, 700	412, 900		
125	584, 400	515, 000	472, 400	413, 500		
126	584, 900	515, 500	473, 200	414, 100		
127	585, 400	516, 100	473, 900	414, 600		
128	585, 900	516, 700	474, 600	415, 000		
129	586, 400	517, 200	475, 400	415, 300		
130	586, 900	517, 800	476, 200	415, 700		
131	587, 400	518, 300	477, 000	416, 100		
132	587, 900	518, 900	477, 700	416, 600		
133	588, 300	519, 400	478, 400	417, 000		
134	588, 800	519, 900	479, 200	417, 400		
135	589, 200	520, 400	479, 900	417, 800		
136	589, 600	520, 900	480, 600	418, 200		
137	590, 000	521, 400	481, 200	418, 600		
138	590, 400	522, 000	481, 800	419, 100		
139	590, 800	522, 500	482, 500	419, 500		

140	591, 200	522, 900	483, 200	420, 000		
141		523, 300	484, 000	420, 500		
142		523, 800	484, 900	420, 900		
143		524, 300	485, 700	421, 300		
144		524, 700	486, 400	421, 600		
145		525, 200	487, 000	422, 000		
146		525, 700	487, 500	422, 300		
147		526, 200	488, 000	422, 700		
148		526, 600	488, 600	423, 100		
149		527, 000	489, 100	423, 400		
150		527, 500	489, 700	423, 800		
151		528, 000	490, 200	424, 100		
152		528, 400	490, 700	424, 500		
153		528, 800	491, 100	424, 900		
154		529, 100	491, 600	425, 300		
155		529, 400	492, 100	425, 700		
156		529, 700	492, 500	426, 000		
157		530, 000	492, 900	426, 300		
158		530, 300	493, 300	426, 600		
159		530, 600	493, 700	427, 000		
160		530, 900	494, 100	427, 500		
161		531, 200	494, 500	428, 000		
162		531, 500	494, 800	428, 400		
163		531, 800	495, 100	428, 700		
164		532, 100	495, 300	428, 900		
165		532, 400	495, 400	429, 000		

備考 大学卒業の学歴により採用された職員のうち、5 等級 1 号俸を受ける者の本俸の月額は、この表の額にかかわらず、249, 800円とする。

別表第 2

等級		能力要件	職務
1	管理職	①上級管理職として、部程度の組織の方針の立案・実行、戦略上重要な案件への対応等、困難な業務に自ら当たることができる。 ②また、部程度の組織の業務を行う上で必要となる社会経済、政策上の知見があり、中小企業等の価値向上を実現するための見識・判断力を有している。 ③さらに、組織目標を達成するために、部下の力を最大限発揮させる統率力を有し、全体最適を重視した部程度のマネジメントを行うことができる。また必要な機関との折衝・交渉を行い業務を進めることができる。	部長・グループ長・センター長・web 校長 地域本部長・審議役・校長 事務所長等
	専門職	①上級の専門職として、高い問題意識をもち、中小企業政策や中小企業経営等に対して造詣が深く、事の本質を見抜く洞察力と的確な判断力を有している。 ②専門分野で、特に秀でた実績を有し、その専門性において高い社会的評価を得ることができる。 ③専門性に裏付けられた卓越したコーディネート、研修指導、診断助言、調査等を指揮、実行することができる。また、その専門能力や経験を通じて、新たな事業の企画や運営を指揮することができる。 ④専門家として、機構の社会的認知度や知名度等の存在価値を高める行動をとることができる。 ⑤プロジェクトを指揮する統率力を発揮する。また、専門性を駆使して他の専門管理職をはじめとする後進の指導や育成にあたること ができる。	部長・グループ長・センター長・web 校長 地域本部長・審議役・校長 事務所長等
2	管理職	①部程度の組織の方針を踏まえ、部・室程度の組織の方針を立案・実行することができる。 ②課・室程度の組織のマネジメントを行うことができる。また、政策上の専門的知見や政策上の高度の知見があり、中小企業者を中心とする顧客の価値向上を実現するための見識・判断力を有している。 ③さらに、部下の能力を引き出し、能力向上を支援し、育成することができる。 ④関係部署及び関係各機関とも自ら責任をもって調整を行い、常に新しい課題に挑戦しながら、統率力を発揮し業務を進めることができる。また、上位等級者への報告を的確に行い、指示を踏まえた行動をとることができる。	課長・参事 企画役等
	専門職	①専門職として、高い問題意識をもち、中小企業政策や中小企業経営等に係る専門分野において、高度な専門的知識、スキルをもっている。 ②専門分野で、優れた実績を有し、その専門性において組織内外から一定の評価を得ることができる。 ③専門性に裏付けられたコーディネート、研修指導、診断助言、調査等を実行することができ、その専門能力や経験を通じて、新たな事業の企画や運営を自ら率先して実施していくことができる。 ④組織全体への貢献を念頭におき行動し、自らの専門性に磨きをかけ、機構の認知度を高める行動をとることができる。 ⑤プロジェクトのマネジメントができ、専門性を駆使し、後進の指導や育成にあたること ができる。	課長・参事 企画役等
3		①課・室程度の組織の長の補佐役として、また現場の最前線で実務をリードし、業務を推進することができる。 ②また、業務を行う上で必要となる社会経済、経営管理に関する一般的知識や中小企業政策等についての知見を有し、顧客の立場を踏まえた業務遂行を行うことができる。 ③さらに、課・室程度の組織の主力メンバーとして、部下に対する適切な指導・助言を行うことができるとともに、関係部署や関係機関との実務的な調整を行うことができる。また、上位等級者への報告を的確に行い、指示を踏まえた行動をとることができる。	課長代理・副参事等
4		①係の長が担当する程度の業務の目的、内容を正しく理解し、迅速かつ正確に業務遂行することができる。また、担当する業務について改善提案を行うことができる。 ②また、顧客の立場を踏まえたものの考え方や業務遂行を行うことができる。 ③さらに、業務遂行に必要な専門知識やスキルの習得を通じて自らを向上させることができる。	主任
5		①係員が担当する程度の業務の目的、内容を正しく理解し、迅速かつ正確に業務遂行することができる。また、業務に関する基礎的な行動を行うことができる。 ②さらに、業務遂行に必要な専門知識やスキルの習得を通じて自らを向上させることができる。	課員
6		①係員が担当する程度の業務の目的、内容を正しく理解し、迅速かつ正確に業務遂行することができる。また、業務に関する基礎的な行動を行うことができる。	課員

別表第3

職群	職務手当額（一般） （月額）	職務手当額（特定） （月額）
S	105,000円	73,500円
A	100,000円	70,000円
B	90,000円	63,000円
B'	85,000円	59,500円
C	80,000円	56,000円
C'	75,000円	52,500円
D	65,000円	45,500円
E	20,000円	14,000円

注 職務手当額（特定）は、特定年齢到達職員に適用する。